

第3次

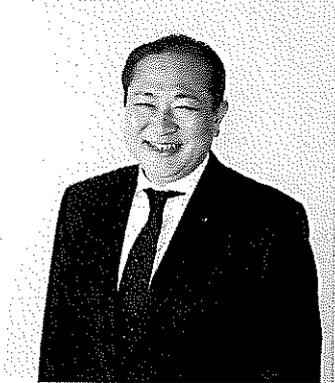
おだわら男女共同参画プラン

(令和4年度～8年度)

令和4年(2022年)3月

小田原市

はじめに



近年、加速する少子高齢化と人口減少、人生 100 年時代の到来を意識し、誰もが健康で自分らしい生活を実現するために、働き方・暮らし方の変革が求められています。

また、令和 2 年（2020 年）に全世界にまん延した新型コロナウイルス感染症は、現在の社会において、固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する経済格差などの課題を浮き彫りにするとともに、生活様式にも影響を

与えました。

こうした中、本市では、誰一人取り残さない持続可能な地域社会の実現、さらには「世界が憧れるまち“小田原”」の実現を目指して新たな総合計画を定め、生活の質の向上と多様性が尊重される社会の実現に取り組むことを示しました。

令和 4 年度から始まる「第 3 次おだわら男女共同参画プラン」におきましては、性別だけでなく、年齢も国籍も、文化や生活様式の違いも超え、幅広く多様な人々が互いを理解し、尊重し認め合い、個人の能力が十分に発揮できる「男女共同参画社会の実現」を市民の皆様とともに目指します。

本計画では、これまでの取組を基にしつつ、あらゆる分野における男女共同参画の促進、女性の職業生活における活躍の推進、誰もが生き生きと暮らせる環境づくりなどの施策の充実を図ることとしております。

市民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、本計画を着実に推進し、男女共同参画の実現に向けて鋭意努力してまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定に当たりご尽力いただきました、おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和 4 年（2022 年） 3 月

小田原市長

守屋 輝彦

『男女共同参画社会の実現』

市民、企業、行政等がそれぞれの役割を果たし、家庭、地域、職場、教育の場、政治の場など、私たちの暮らしのあらゆる場面で、男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会の実現」を目指します。

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	2
2 男女共同参画をめぐる小田原市の現状と課題	4
3 計画の位置付け	15
4 計画期間	17
5 計画の体系	17
(1) 基本目標（小田原市の目指す姿）	
(2) 基本方針	
(3) 重点項目	
(4) 計画体系図	

第2章 計画の内容

1 基本方針Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識改革	21
2 基本方針Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の促進	26
3 基本方針Ⅲ 雇用における男女共同参画の推進 （女性の職業生活における活躍の推進に関する法律における市町村推進計画）	32
4 基本方針Ⅳ 誰もが生き生きと暮らせる環境づくり	38
5 基本方針Ⅴ あらゆる暴力の根絶と被害者への支援 （配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律における市町村基本計画）	43

第3章 計画の推進にあたって

1 推進体制	50
2 数値目標一覧	52

参考資料

1	計画策定の経過	55
2	小田原市男女共同参画市民意識調査	56
3	パブリックコメント	57
4	おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会規則	58
5	おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会委員名簿	59
6	諮問書	60
7	答申書	61
8	関係法令	66
	・男女共同参画社会基本法	
	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	
	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	
9	男女共同参画に関する年表	84
10	関連情報	86

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成11年（1999年）、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を理念とする「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

本市では、「男女共同参画社会基本法」施行前の昭和61年（1986年）に策定した総合計画「おだわら21世紀プラン」において、女性の社会参加を新たな行政課題として初めて位置付けました。その後、平成3年（1991年）3月には「おだわら21女性プラン」、平成11年（1999年）3月には「おだわら女性ビジョン」を策定しました。そして、平成23年（2011年）4月には、「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画として「おだわら男女共同参画プラン（第1次）」を、平成28年（2016年）4月には、「第2次おだわら男女共同参画プラン」を策定しました。

この「第2次おだわら男女共同参画プラン」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年制定）」の市町村推進計画として位置付けていましたが、公民が共に女性活躍推進の取組を進めるという機運をさらに高めるために、令和元年度（2019年度）に、「第2次おだわら男女共同参画プラン」の内容を補完する「おだわら女性活躍推進アクションプログラム」を策定しました。

国では、「男女共同参画社会基本法」制定後、基本理念に基づく様々な政策を展開しており、本市の「第2次おだわら男女共同参画プラン」の計画期間中（平成28年度から令和3年度（2016年度から2021年度））には、男女共同参画に関連する法律の施行・改正等があり、令和2年（2020年）には、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました*1。

また、国際的には、平成27年（2015年）9月の国連サミットでSDGs**2（持続可能な開発目標）が国際目標として掲げられました。17の目標には「5ジェンダー平等を実現しよう」が明記されており、様々なジェンダーの課題を解消し、すべての個人が互いに人権を尊重し、その個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会の実現」を目指すことは、すべてのゴールの達成にも寄与するものと考えられます。

一方、我が国のジェンダー・ギャップ指数**3は先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中でも韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果が続いています。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による影響は、我が国のジェンダーの課題を改めて露呈し、人々のジェンダーに対する意識や価値観にも大きな変化を及ぼしたと言われています。

本計画策定にあたっては、このような国内外の社会情勢の変化等へ対応するため、当初、令和2年度（2020年度）までとしていた「第2次おだわら男女共同参画プラン」の計画期間を1年延長し、「おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会」を主として検討を進めました。また、附属機関である「小田原市女性の活躍推進協議会」や庁内組織である「小田原市男女共同参画推進協議会」からの意見、パブリックコメント、「小田原市男女共同参画市民意識調査（令和元年度）」の結果等も踏まえ、第6次小田原市総合計画の個別計画として、「第3次おだわら男女共同参画プラン」を策定するものです。

第1章 計画の基本的な考え方

※1 第2次おだわら男女共同参画プランの期間中に制定・改正された関連法律等

平成30年（2018年）	第4次かながわ男女共同参画プラン 政治分野における男女共同の推進に関する法律
令和元年（2019年）	働き方改革関連法 女性活躍推進法改正 DV防止法改正
令和2年（2020年）	男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン 性犯罪、性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年～令和4年） 第5次男女共同参画基本計画

※2 SDGs（持続可能な開発目標）平成27年（2015年）9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。



※3 ジェンダー・ギャップ指数

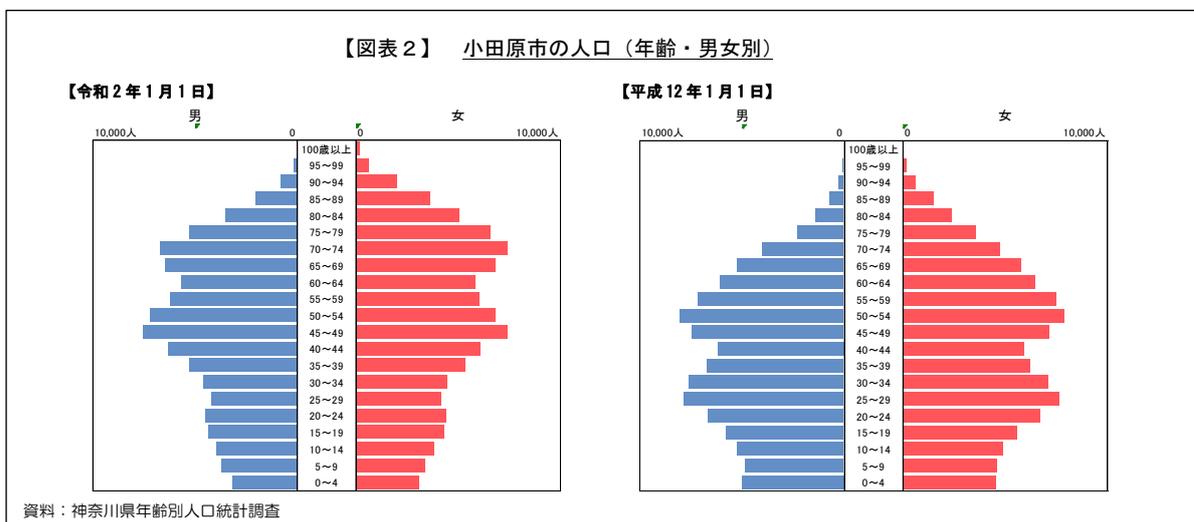
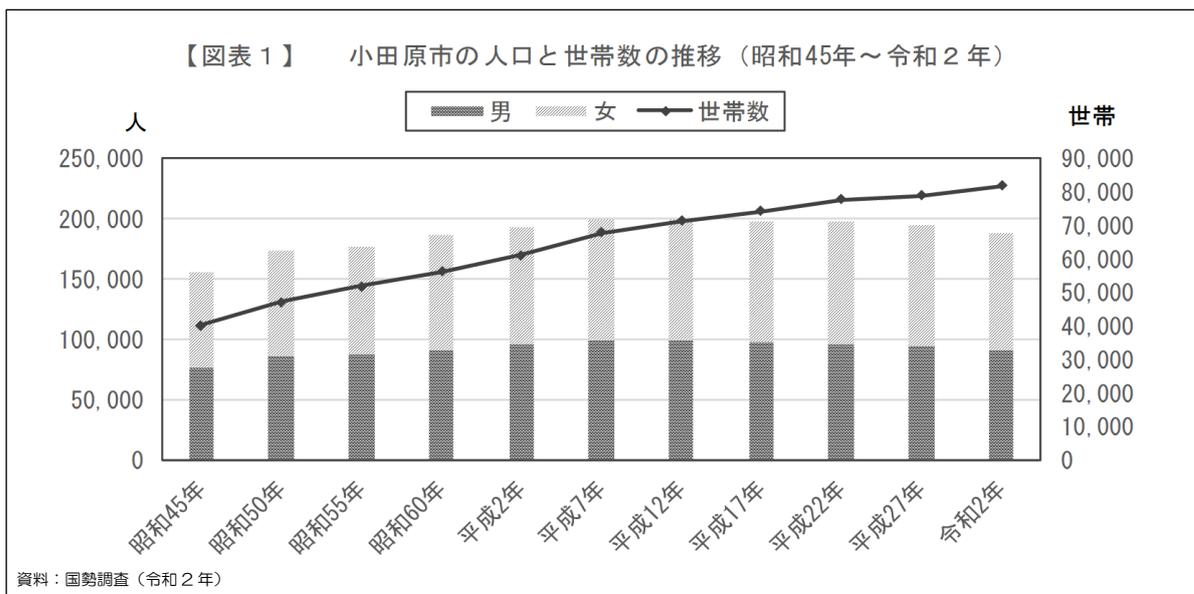
世界経済フォーラム（World Economic Forum：WEF）が毎年発表。「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから各国における男女格差を測るもの。令和3年（2021年）の日本の順位は156か国中120位。

2 男女共同参画をめぐる小田原市の現状と課題

(1) 小田原市の人口の推移

国勢調査による本市の人口は、全国的な人口動向と同様に、平成12年調査をピークに減少傾向にあり、令和2年調査では188,856人です【図表1】。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は令和12年には17.3万人となるとされています。人口の減少に伴い、65歳以上の老年人口は増加し、生産年齢人口（15歳～64歳）、年少人口（0歳～14歳）の減少は避けられない状況にあり、このことは、国勢調査による本市の人口のピークであった平成12年と令和2年の人口ピラミッドからも推測できます【図表2】。

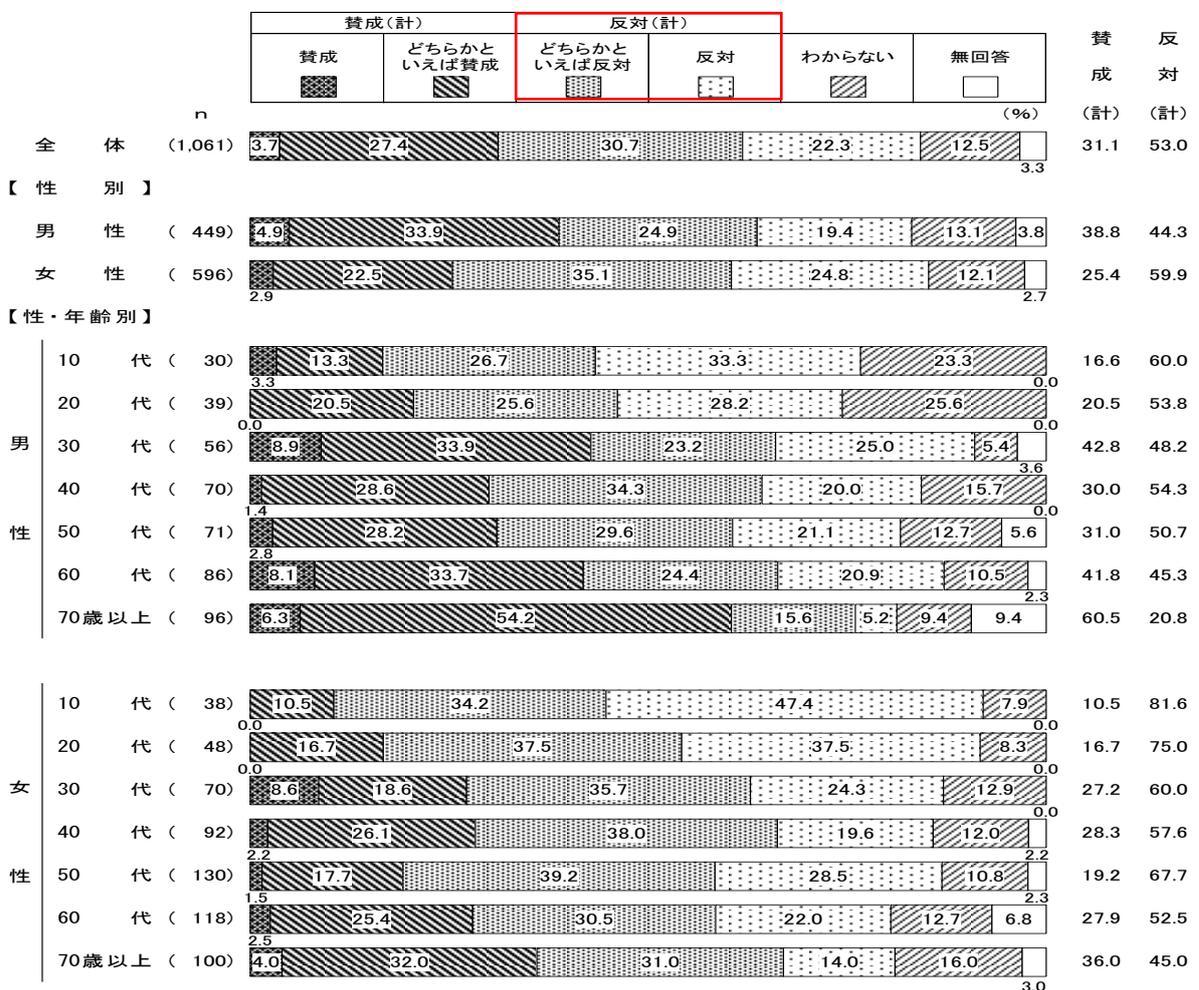
少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少などの人口構造の変化の中で、本市の経済力や地域力の維持発展のためには、性別等にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を発揮して活躍することのできる社会の構築が必要となります。



(2) 性別による固定的な役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識について令和元年度に実施した「小田原市男女共同参画市民意識調査」では、性別によって役割を固定化する考えについて、「反対」と「どちらかと言えば反対」を合わせた「反対(計)」が53.0%となり、「賛成(計)」の31.1%を大きく上回りました。「反対(計)」という考えについて、性別でみると、どの年代においても女性の方がその割合は高く、男女で意識の差があることがわかります。また、性・年代別では、特に10代、20代の女性で高くなっています。一方、「賛成(計)」は、60代以上と30代の男性で高くなっています【図表3】。

【図表3】 固定的性別役割分担意識についての考え



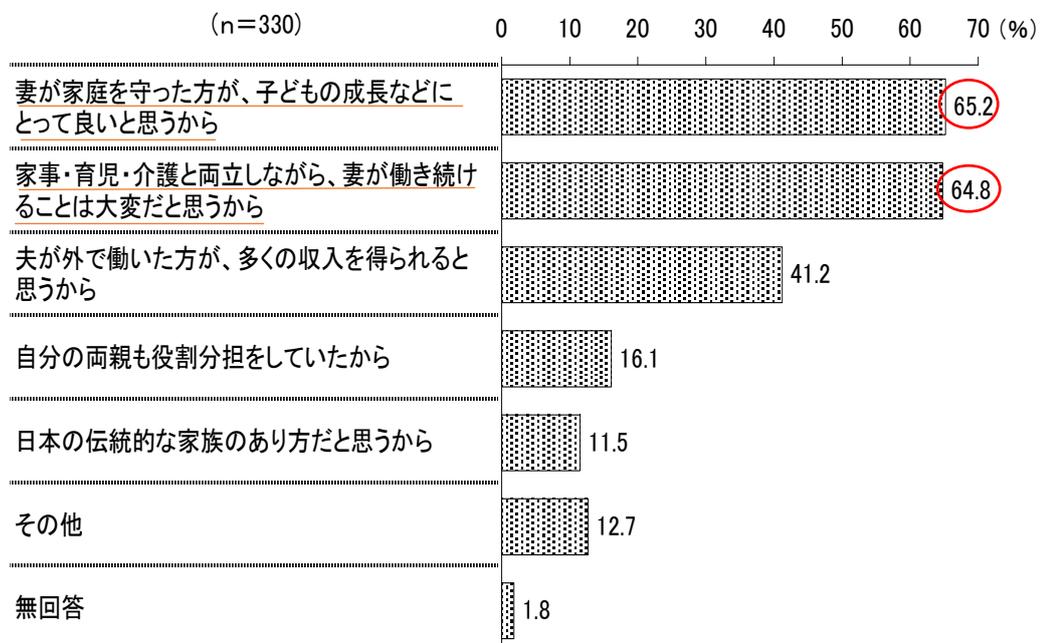
資料：小田原市男女共同参画市民意識調査（令和元年度）
『「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識についてどのように思いますか』に対する回答

第1章 計画の基本的な考え方

また「賛成」「どちらかといえば賛成」とした理由についてしてみると「妻が家庭を守った方が、子どもの成長などにとって良いと思うから」「家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから」が6割を超えており、子育てや介護などは女性の仕事であるという考えが依然としてあると言えます【図表4】。

このようなことから、固定的な性別役割分担意識を解消するため、あらゆる機会をとらえ幅広い年齢層に対して男女共同参画に対する意識啓発を行う必要があります。

【図表4】 固定的性別役割分担意識に賛成する理由



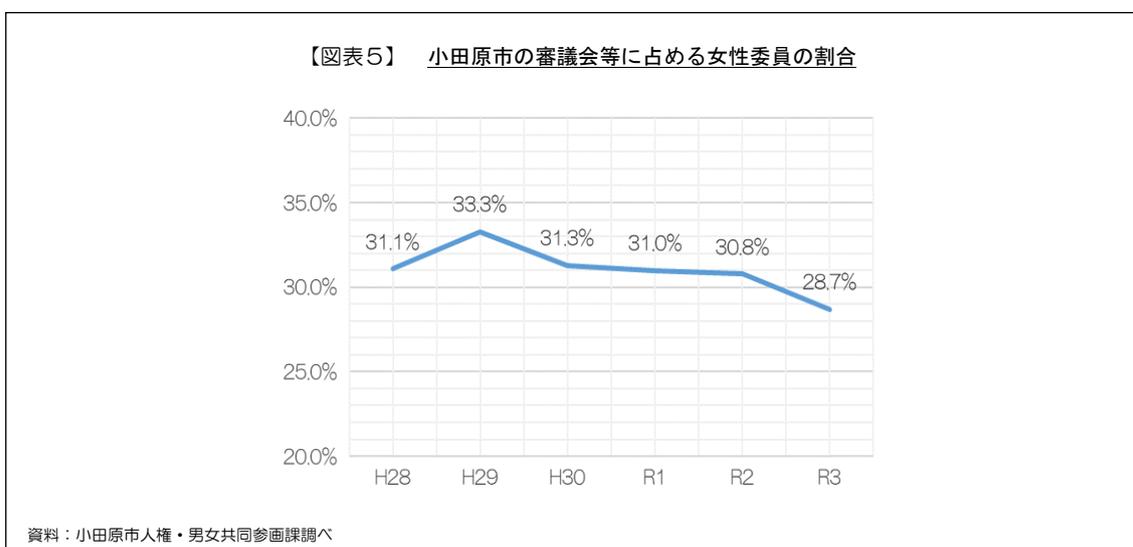
資料：小田原市男女共同参画市民意識調査（令和元年度）

図表3のうち、「賛成」または「どちらかといえば賛成」と回答した人への質問

(3) 政策方針決定過程への女性の参画をめぐる状況

「男女共同参画社会基本法」では、社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立にするよう配慮すべきであり、また、男女が社会の対等な構成員として、意思決定の場に参画機会が確保されなくてはならないと言及しています。

しかしながら、私たちを取り巻く様々な意思決定の場では、未だ女性が十分に参画しているとは言えない状況があります。本市の「第2次おだわら男女共同参画プラン」では、審議会等に占める女性委員の割合の目標値を40%以上60%未満としていましたが、ここ数年は30%前後で推移し、令和3年4月1日現在28.7%となっています【図表5】。



小田原市議会に占める女性議員の割合22.2%（令和3年度）は、神奈川県平均の23.2%を下回っています。また、本市の地域活動の場においては、自治会長に占める女性の割合は2.8%（令和3年度）、地域の防災リーダーに占める女性の割合は2.4%（令和3年度）となっており、いずれも女性の割合が低い状況です（小田原市人権・男女共同参画課調べ）。

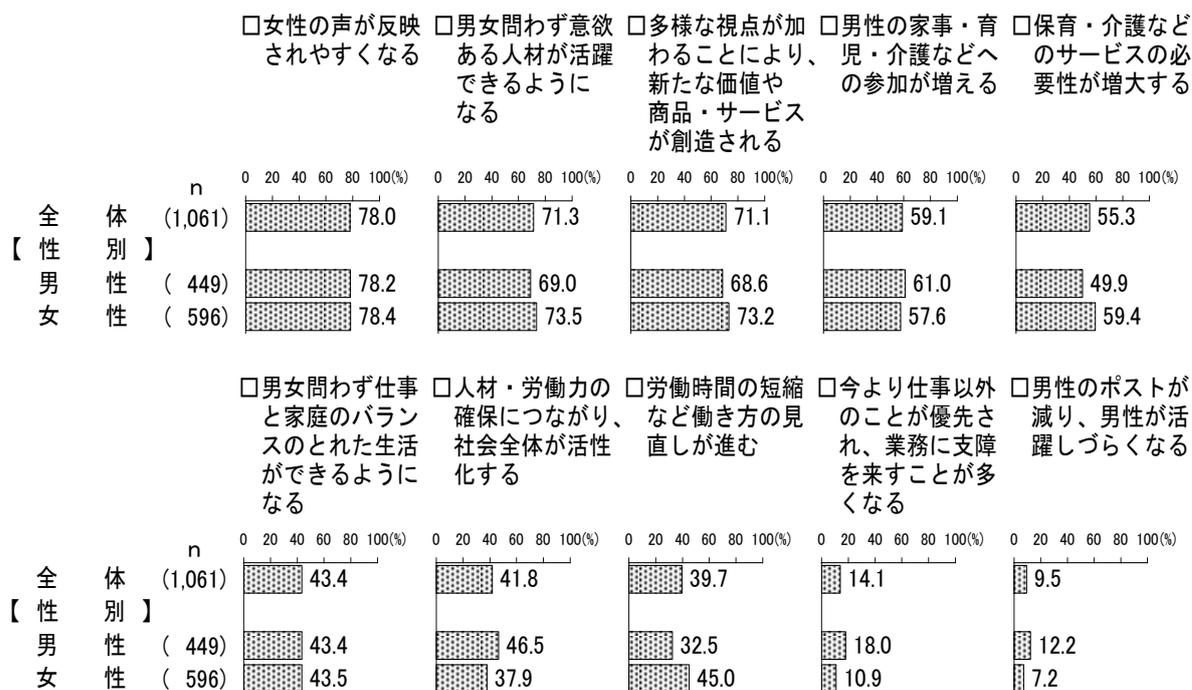
政策決定過程への女性の参画はもちろん、地域の活動は市民生活に直結するものであるため、なお一層女性の参画を進める必要があります。

令和元年度に実施した「小田原市男女共同参画市民意識調査」において、各分野で女性の参加が進み、女性リーダーが増えるとどのような影響があるか聞いたところ、「女性の声が反映されやすくなる」が78.0%で最も高く、次いで「男女問わず意欲ある人材が活躍できるようになる」（71.3%）、「多様な視点が加わることにより、新たな価値や商品・サービスが創造される」（71.1%）となっています。このことについては、男女の意見に大きな差異はありませんでした【図表6】。

一方、職場や地域活動等の場に女性の管理職や役職が少ない理由については、「家族の支援や協力が得られないから」は女性（52.9%）が男性（40.3%）より12.6ポイント、「男性優遇の組織運営になっているから」は女性（67.6%）が男性（59.7%）より7.9ポイント高くなっており、性別によって差異があることが分かります【図表7】。

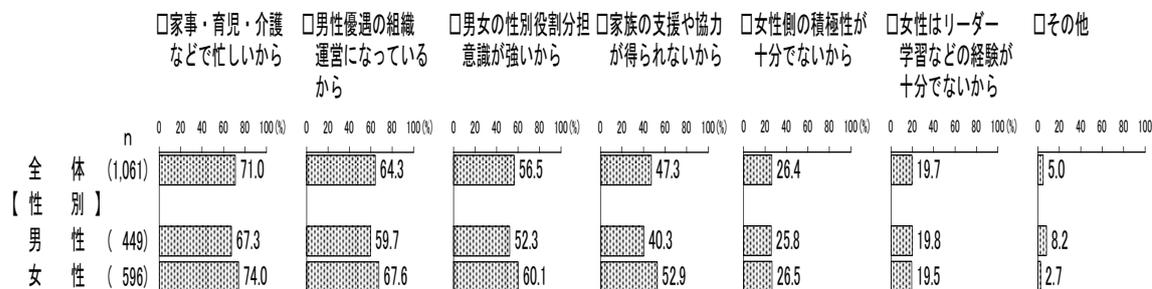
こうしたことから、あらゆる分野で意思決定していく過程への女性の参画を促進していくためには、幅広い世代、あらゆる立場の人々がその必要性の理解を進める取組が必要です。

【図表6】 女性リーダーが増えることによる影響



資料：小田原市男女共同参画市民意識調査（令和元年度）
『政治・経済・地域などの各分野で女性の参加が進み、女性のリーダーが増えることのような影響があると思いますか』に対する回答

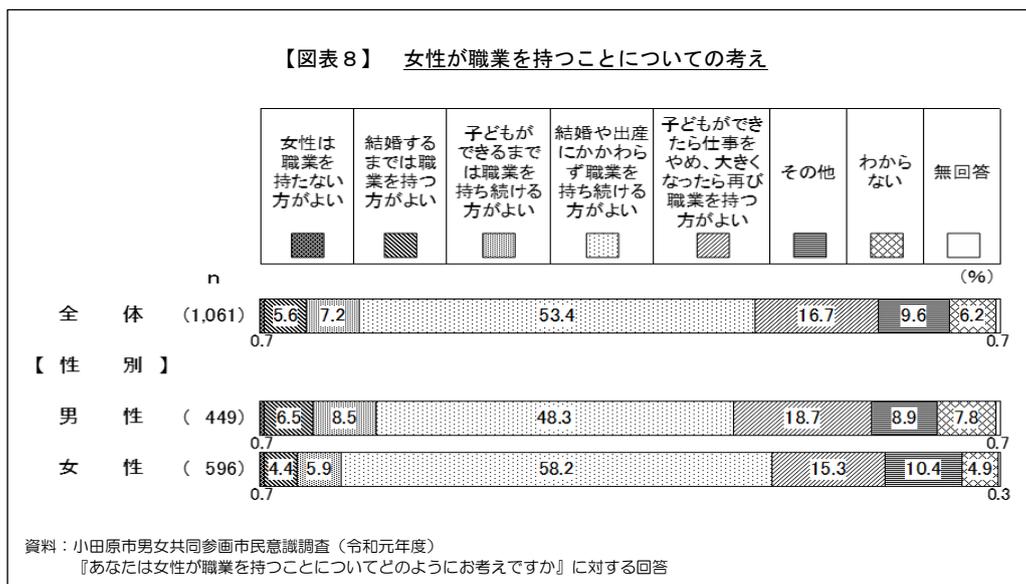
【図表7】 政策決定の場に女性が少ない理由



資料：小田原市男女共同参画市民意識調査（令和元年度）
『職場や地域活動等の場において、女性の管理職や役員は男性に比べて少ないのが現状です。このような政策決定の場に女性の参画が少ない理由について、あなたはどのように思いますか』に対する回答

(4) 職業生活における女性の活躍推進をめぐる状況

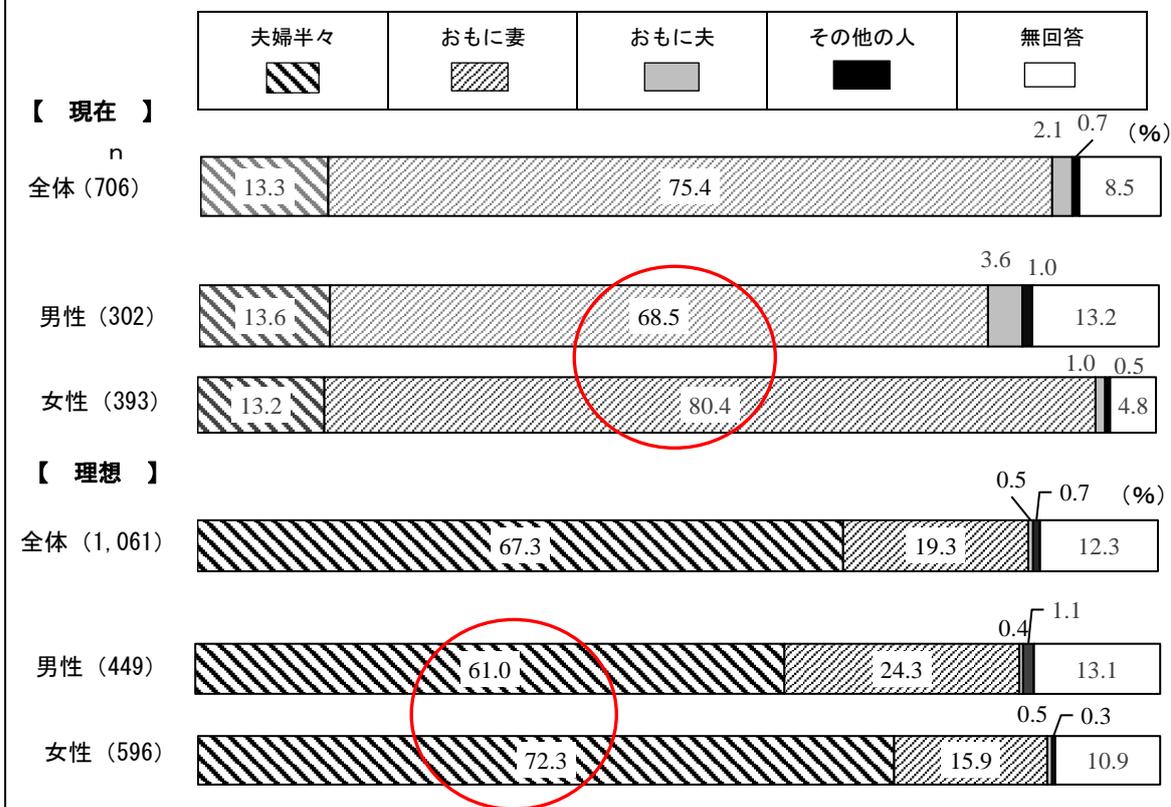
令和元年度に実施した「小田原市男女共同参画市民意識調査」において、女性が職業を持つことについて聞いたところ、「結婚や出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい」が53.4%で最も高く、次いで、「子供ができれば仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」(16.7%)、「子供ができるまでは職業を持ち続ける方がよい」(7.2%)となっています。性別で見ると、「結婚や出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい」は女性(58.2%)が男性(48.3%)より9.9ポイント高くなっています【図表8】。



家事の分担について、【現在】の家事分担を性別で見ると、「おもに妻」は女性(80.4%)が男性(68.5%)より11.9ポイント高くなっています。一方、【理想】の家事分担については、「夫婦半々」は女性(72.3%)が男性(61.0%)より11.3ポイント高くなっています。「おもに妻」は男性(24.3%)が女性(15.9%)より8.4ポイント高くなっています。このことから、女性が職業を持つことへの理解は一定程度あり、【理想】の家事負担については、「夫婦半々」という考える人が多いものの、現実には女性に負担が偏っていることが分かります【図表9】。

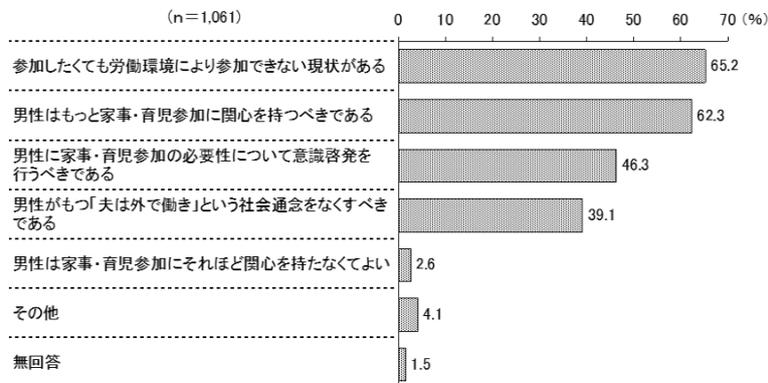
さらに、男性の家事・育児参加についての考えを聞いたところ、「参加したくても労働環境により参加できない現状がある」が65.2%で最も高く、次いで「男性はもっと家事・育児参加に関心を持つべきである」が62.3%、「男性の家事・育児参加の必要性について意識啓発を行うべきである」が46.3%となっています【図表10】。

【図表9】 家事の分担について



資料：小田原市男女共同参画意識調査（令和元年度）
 【現在】の調査対象者は、配偶者（事実婚を含む）のいる方のみ

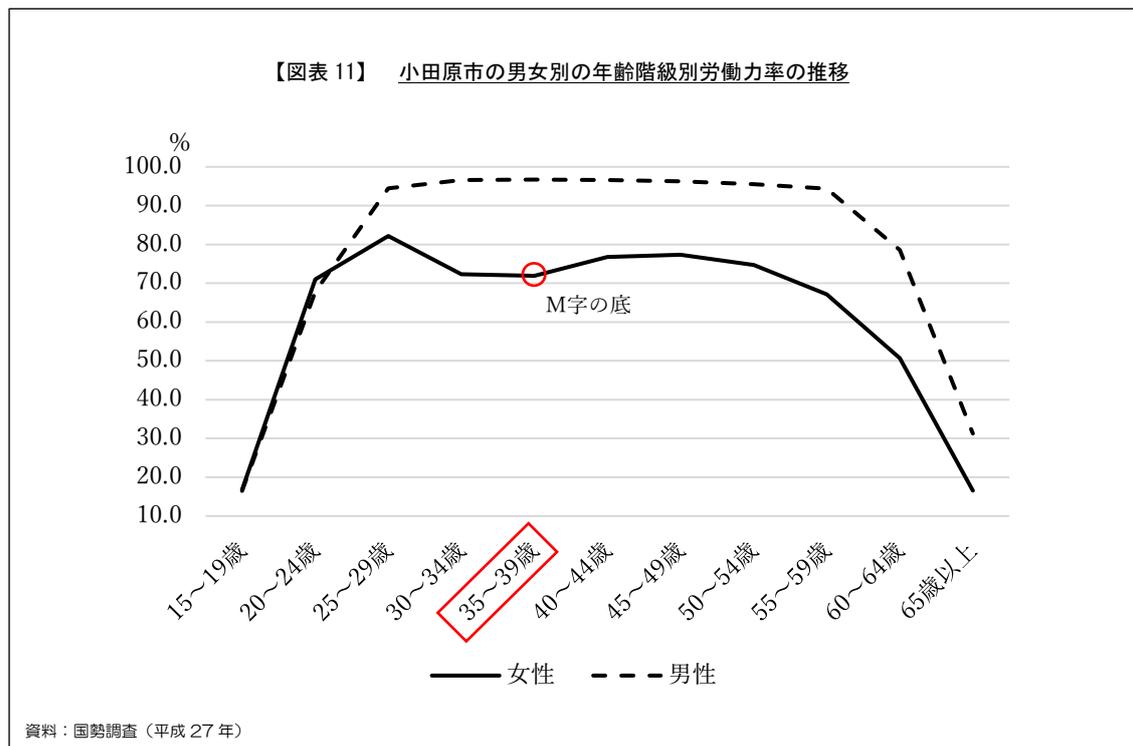
【図表10】 男性の家事・育児参加についての考え



資料：小田原市男女共同参画市民意識調査（令和元年度）
 『男性の家事・育児参加についてどのようにお考えですか』に対する回答

第1章 計画の基本的な考え方

また、本市の女性の年齢階級別労働力率の推移は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するといういわゆるM字カーブを描いていますが、これは、全国平均と同程度となっています。一方で、本市の男性の年齢階級別労働力率は、女性が「M字の底」と言われるところにあたる35～39歳にも下がることなく、96%前後で推移しています【図表 11】。



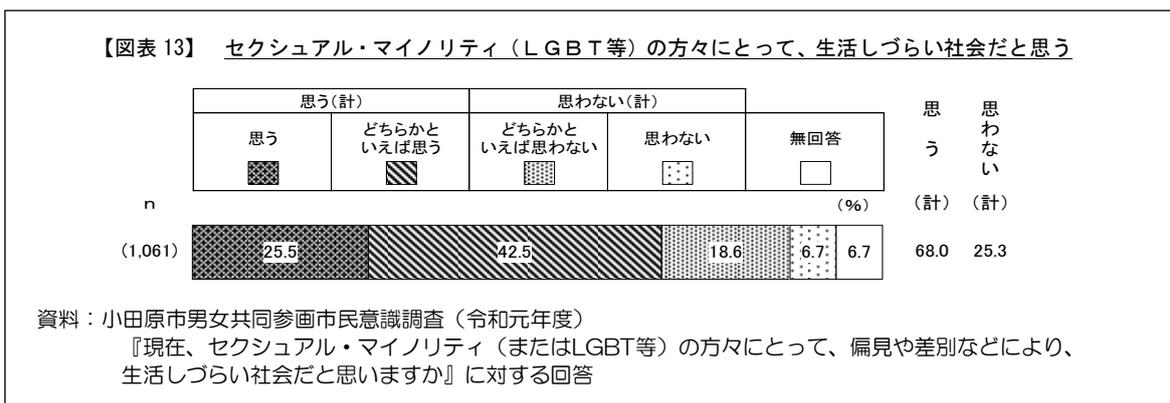
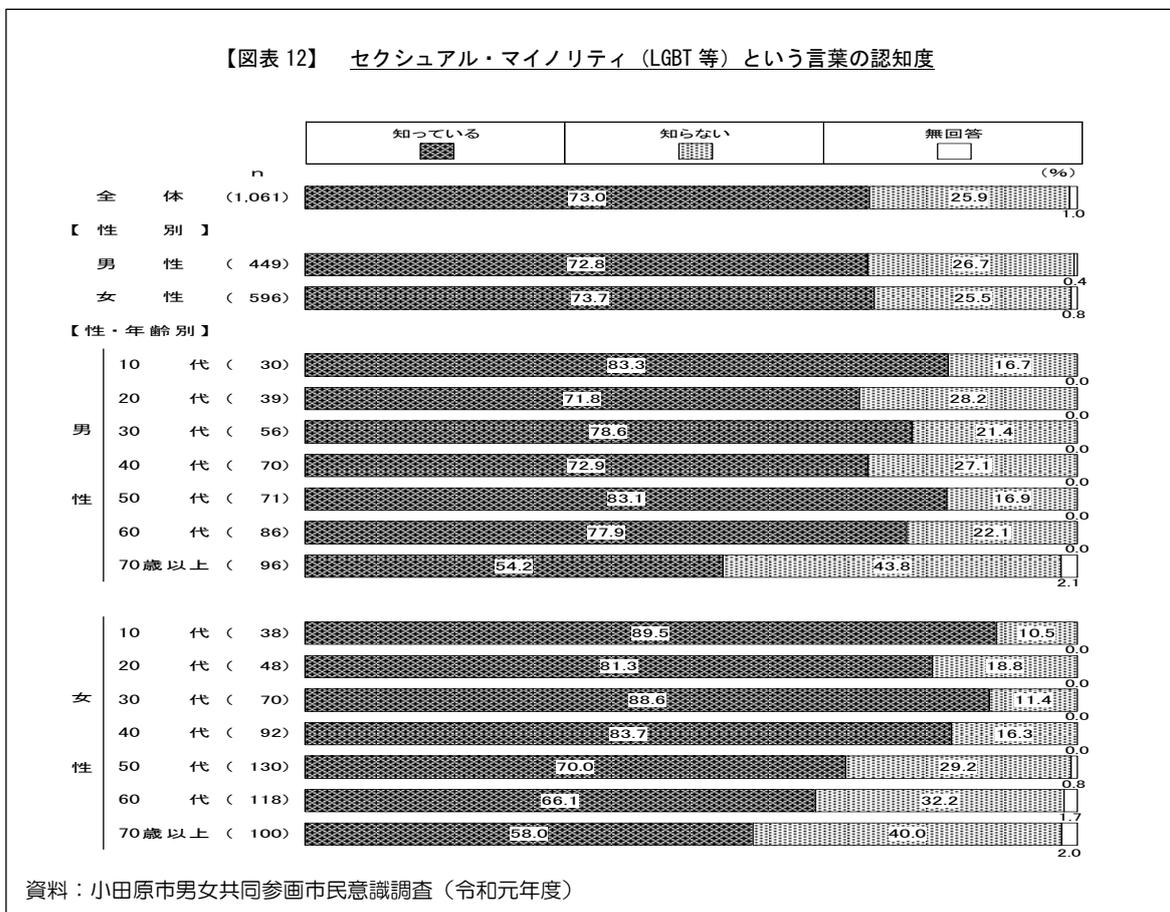
このことから、職業生活における女性の活躍を推進するためには、固定的な性別役割分担意識を払しょくすることはもちろん、男性の意識改革への取組が重要となります。そのためには、個人への働きかけだけでなく、企業内等の制度や風土などの環境を整えることや、管理職など企業の方針決定の場への女性参画の促進、そして女性自身の意識改革、キャリア形成支援など公民の連携が必要不可欠です。

(5) 性の多様性についての理解

令和元年度の「小田原市男女共同参画市民意識調査」において、セクシュアル・マイノリティ（またはLGBT等）という言葉の認知度は、「知っている」が男女とも50代以下の年代すべてで70%を超えています【図表12】。

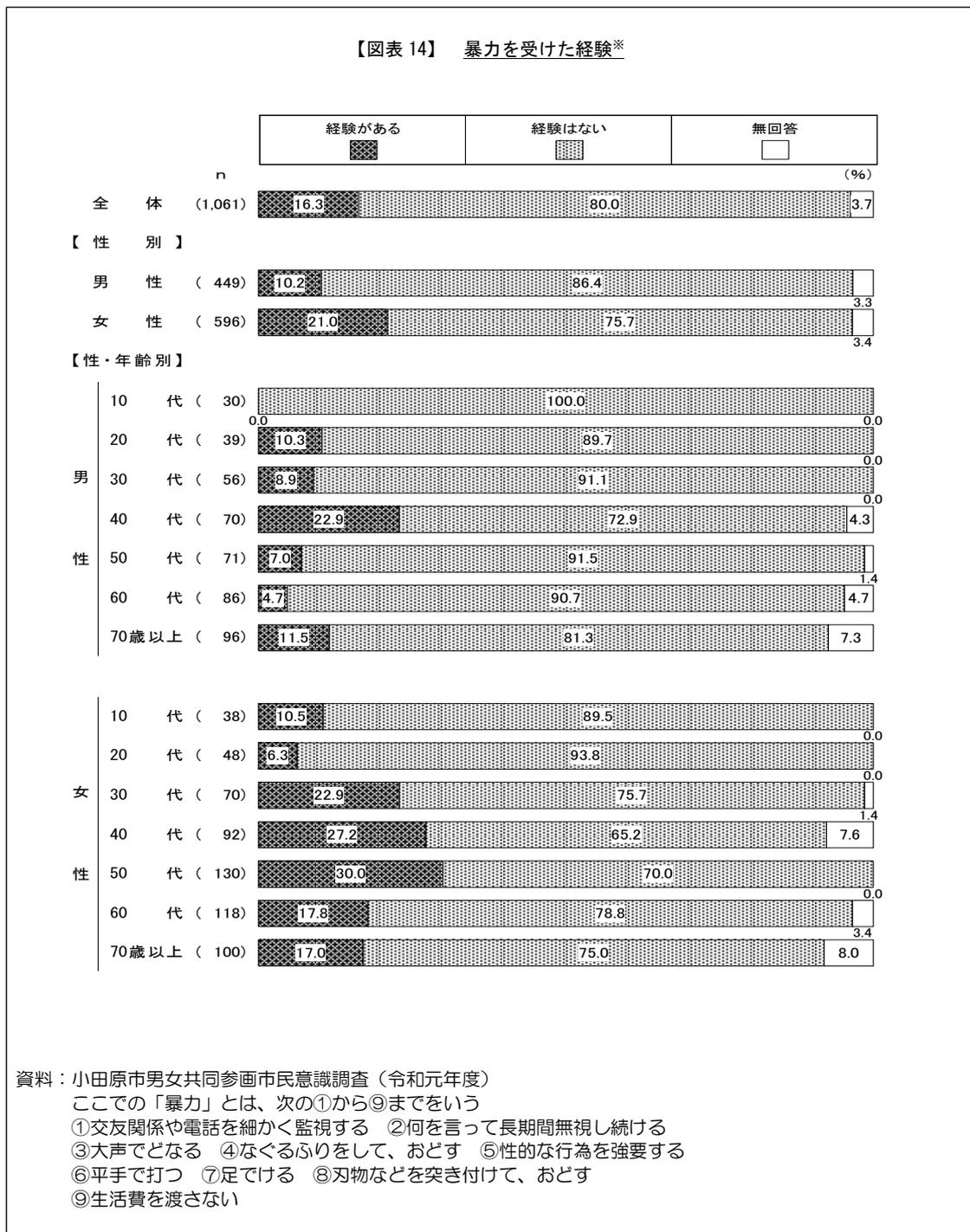
また、セクシュアル・マイノリティ（またはLGBT等）の方々にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思うか聞いたところ、「思う」（25.5%）と「どちらかといえば思う」（42.5%）を合わせた『思う（計）』は68.0%となっています【図表13】。

このことから、多様なジェンダーやセクシュアリティについて正しく理解し、差別や偏見をなくすための取組を進めることが必要であり、このことは、SDGs（持続可能な国際目標）の実現にも寄与するものとなります。



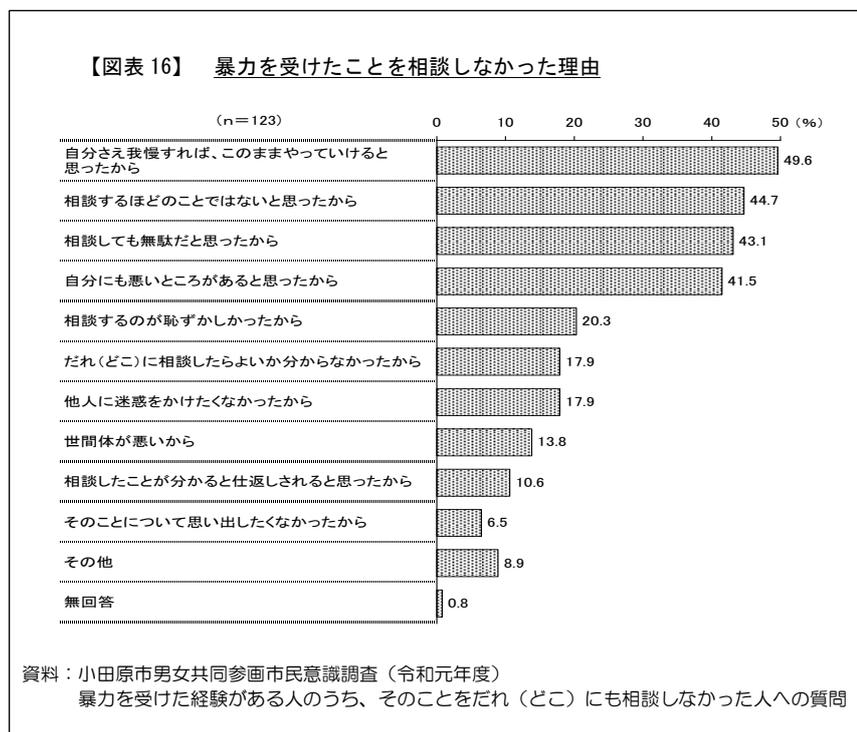
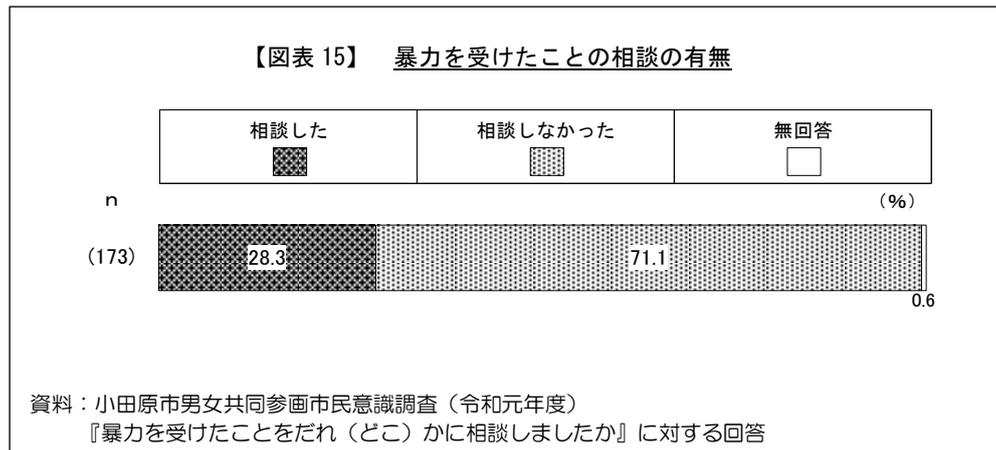
(6) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

令和元年度の「小田原市男女共同参画市民意識調査」において、「平手で打つ」「足でける」などのほか「生活費を渡さない」「何を言っても長期間無視し続ける」なども含めた暴力を受けたことの経験がある市民の割合は、「経験がある」が16.3%、「経験はない」が80.0%となっており、前回調査（平成25年度）から、ほぼ横ばいとなっています。性・年齢別でみると、「経験がある」と回答した人は20代では男性の方が多いものの、20代を除く全ての年代で女性の方が多くなっています【図表14】。



第1章 計画の基本的な考え方

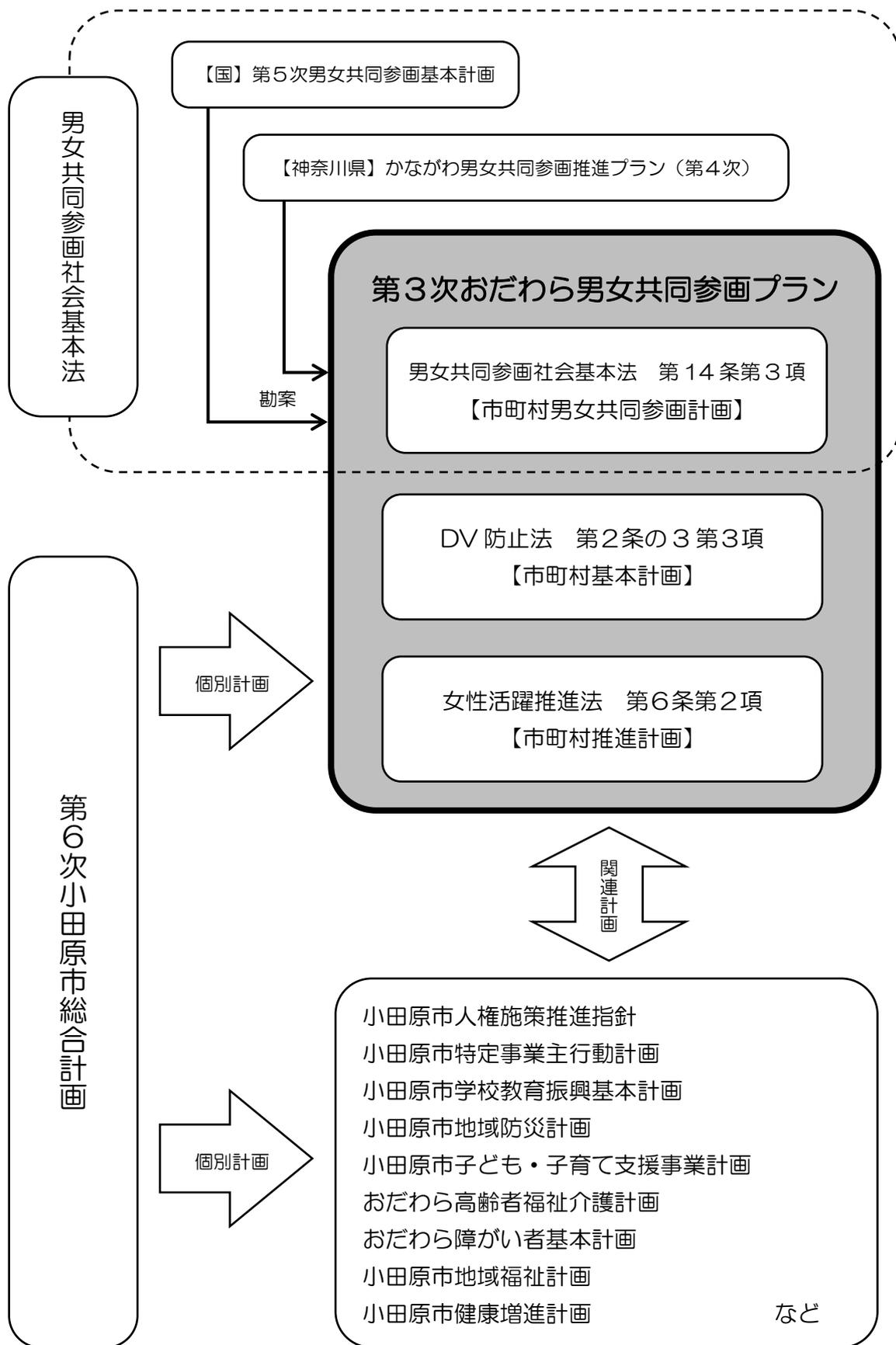
また、「経験がある」と回答した人のうち、「相談をした」と回答した人は3割程度にとどまっており、その理由としては、「自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思ったから」が49.6%で最も高く、次いで、「相談することほどのことではないと思ったから」が44.7%、「相談しても無駄だと思ったから」が43.1%となっています【図表15、16】。



配偶者等からの暴力については、被害者の多くが女性であることから、特に市のDV被害者相談窓口である「女性相談」を安心して相談できる窓口として一層周知するとともに、引き続き、女性に対する暴力根絶に向けた意識啓発に取り組む必要があります。とりわけ、若年層に対しては、市内の大学などと連携し、性別に関わらずあらゆる暴力について正しく理解してもらうための取組が重要となります。

3 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の実現を推進するための「市町村男女共同参画計画」であり、第6次小田原市総合計画に対応した個別計画です。
- (2) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として、また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けています。
- (3) 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、神奈川県「男女共同参画推進プラン」等、国や神奈川県の動向に対応した計画です。



第6次小田原市総合計画



男女共同参画局 > 法律



神奈川県 > 男女共同参画
> かながわ男女共同参画推進プラン

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行います。

年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	～
総合計画	第5次小田原市総合計画 平成23年度～令和3年度						第6次小田原市総合計画 令和4年度～令和12年度					
個別計画	第2次おだわら男女共同参画プラン 平成28年度～令和3年度						第3次おだわら男女共同参画プラン 令和4年度～令和8年度					

5 計画の体系

(1) 基本目標（小田原市の目指す姿）

本計画の基本目標を次のとおり設定します。

『男女共同参画社会の実現』

市民、企業、行政等がそれぞれの役割を果たし、家庭、地域、職場、教育の場、政治の場など、私たちの暮らしのあらゆる場面で、男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会の実現」を目指します。

(2) 基本方針

本計画の基本方針は、以下の5つで構成します。

I 男女共同参画社会実現のための意識改革

男女共同参画の視点に立ち、家庭、学校、地域、職場などで、男女平等の認識が深まるよう啓発します。また、男女が互いの人権を尊重するための意識づくりに向け、教育・学習機会の充実を図ります。

II さまざまな分野における男女共同参画の促進

行政や地域社会など、社会のあらゆる分野に女性の意見を反映させるため、市審議会や市内事業所などの政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、地域における女性の積極的な活躍、リーダー的立場への登用を働きかけます。

Ⅲ 雇用における男女共同参画の推進

家庭・地域活動等と仕事の両立ができるよう育児・介護等の支援体制などの環境整備と意識改革を図るとともに、女性の活躍推進に伴う支援や、男性に対する家庭・地域への参画支援に努めます。

Ⅳ 誰もが生き生きと暮らせる環境づくり

性別や年齢等を問わず社会的支援が必要な方々への理解を深め、援助を必要とする人やそれを支える人の負担を軽減するための支援体制の整備を推進します。また、誰もがいつまでも自分らしく活躍できるよう、生涯にわたる健康づくりを促進します。

Ⅴ あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

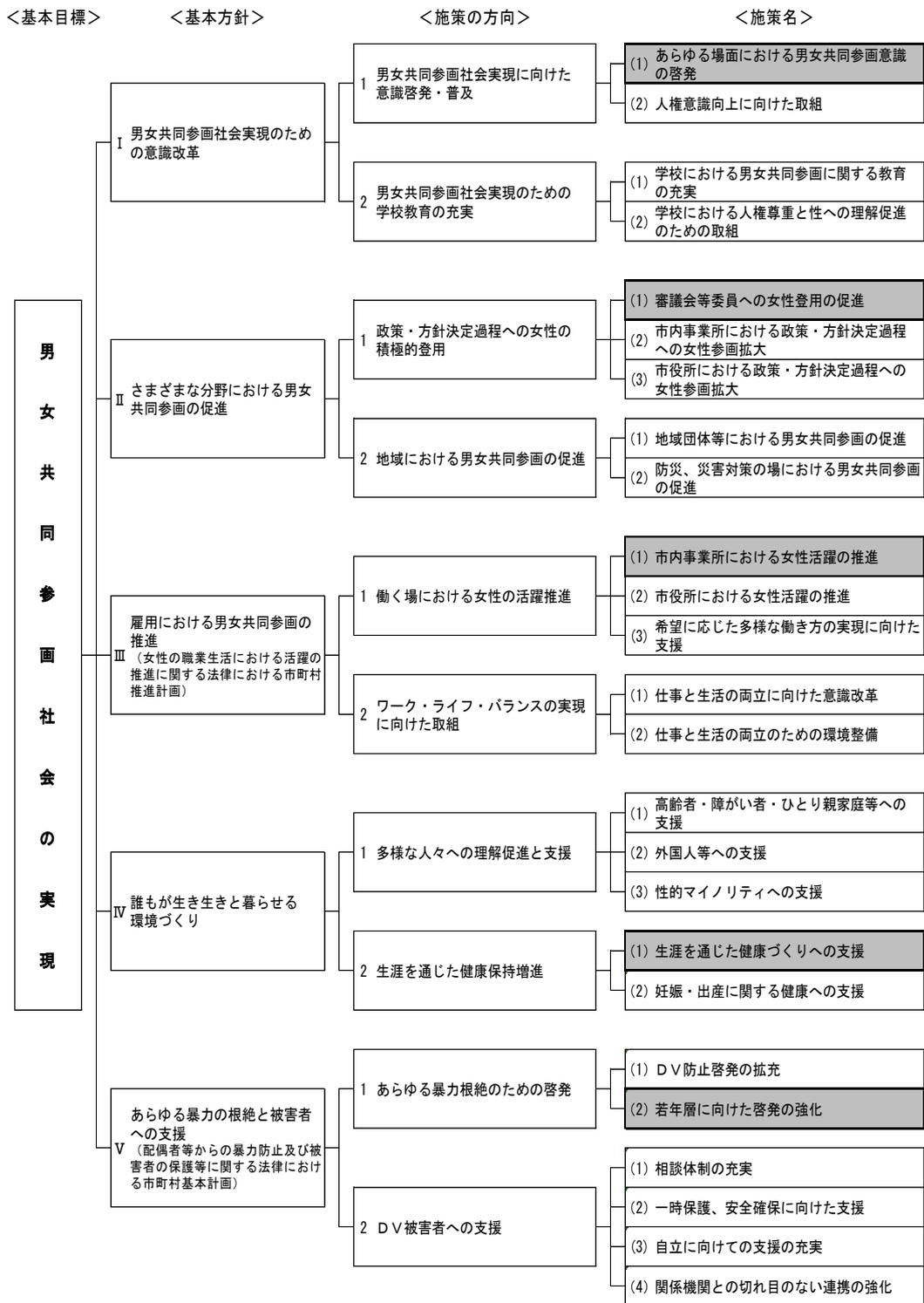
男女の人権を尊重し、DVやセクハラ等、あらゆる暴力の根絶に向け意識啓発を行うとともに、DV被害者への支援を行います。

(3) 重点項目

本市の男女共同参画を取り巻く状況と課題を踏まえ、特に重点的に取り組む内容を重点項目とします。

No.	内 容
1	あらゆる場面における男女共同参画意識の啓発 基本方針Ⅰ・施策の方向1・施策名(1)
2	審議会等委員への女性登用の促進 基本方針Ⅱ・施策の方向1・施策名(1)
3	市内事業所における女性活躍の推進 基本方針Ⅲ・施策の方向1・施策名(1)
4	生涯を通じた健康づくりへの支援 基本方針Ⅳ・施策の方向2・施策名(1)
5	若年層に向けた啓発の強化 基本方針Ⅴ・施策の方向1・施策名(2)

(4) 計画体系図



※ (1) あらゆる場面における男女共同参画意識の啓発 は重点項目

第2章 計画の内容

1 基本方針Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識改革

現状と課題

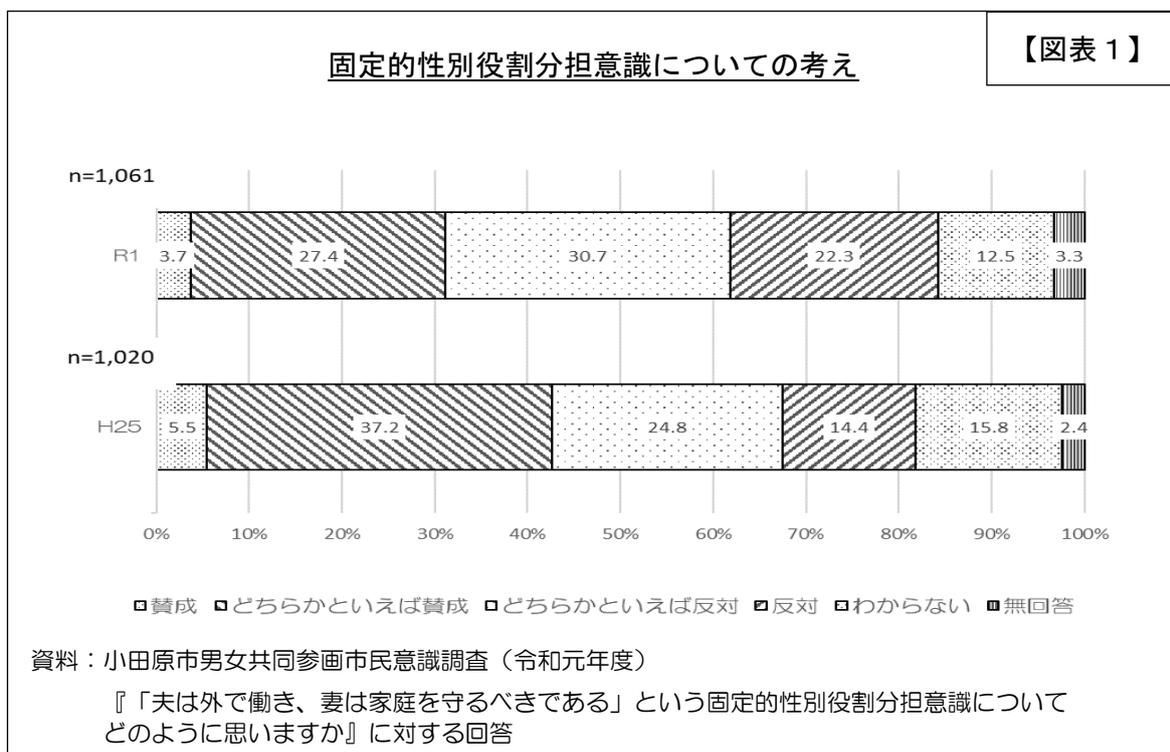
男女共同参画社会の実現にあたっては、固定的性別役割分担意識（ジェンダー・バイアス）の解消が不可欠ですが、いまだ家庭や職場、地域などさまざまな場面で、固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在していると考えられます。

長い年月をかけて形成された性別役割分担意識を解消することは容易ではありませんが、これまでに様々な機会を捉えて行ってきた意識啓発等によって、市民の意識は徐々に変化してきています。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに代表される固定的性別役割分担意識について、平成25年度に実施した小田原市男女共同参画市民意識調査では、「賛成（どちらかといえば賛成も含む）」が、「反対（どちらかといえば反対も含む）」を上回っていましたが、令和元年度に実施した同調査では、「反対（どちらかといえば反対も含む）」が「賛成（どちらかといえば賛成も含む）」を上回りました【図表1】。

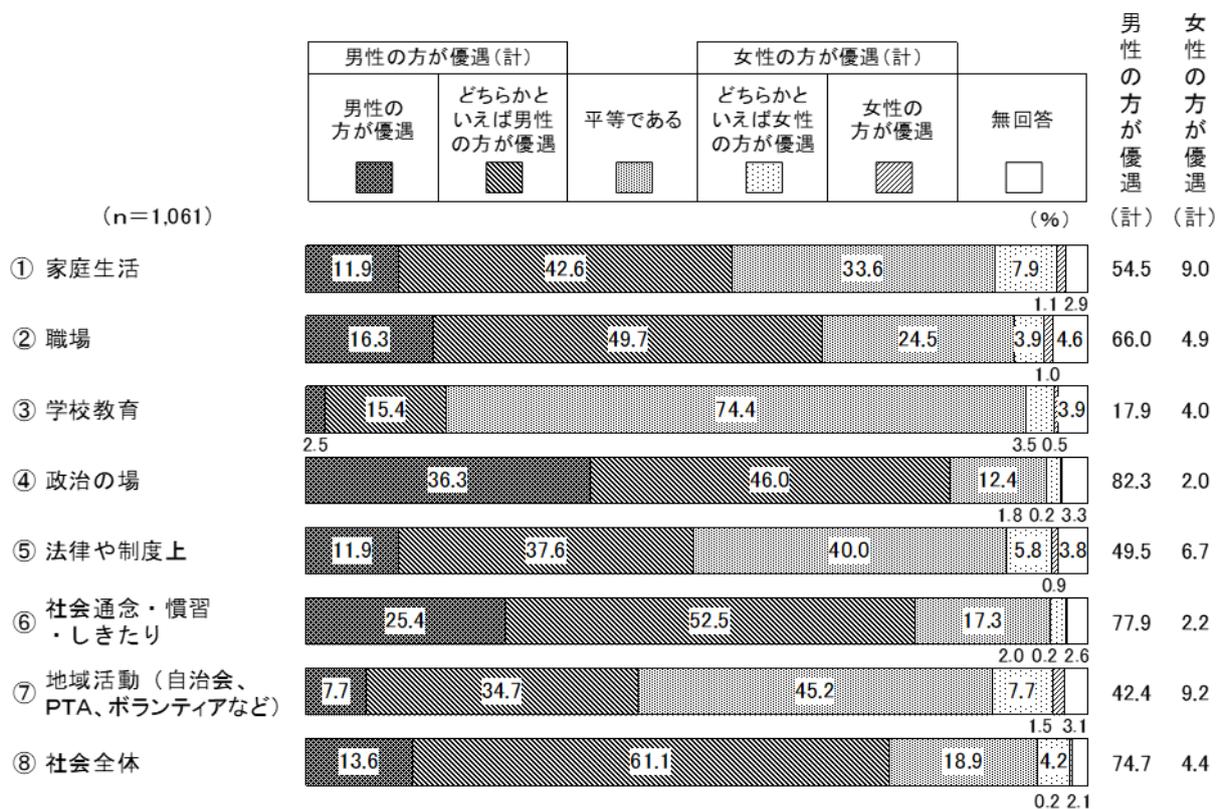
また、令和元年度の同調査では、「学校教育」において男女間が平等であると感じている人の割合は7割を超えている一方で、「職場」や「政治の場」、「社会通念」等においては、男性の方が優遇されていると感じている人の割合が高くなっています【図表2】。

意識改革を男女共同参画の推進に関する全ての取り組みの基盤として、性別を問わず自分らしい生き方が選択できるよう、幅広い年齢層に対して意識啓発を行う必要があります。



各分野における男女の地位の平等感

【図表2】



資料：小田原市男女共同参画市民意識調査（令和元年度）

「①から⑧の各分野において、男女の地位は平等になっていると思いますか」に対する回答

施策の方向1 男女共同参画社会実現に向けた意識啓発・普及

根強く残る固定的性別役割分担意識を解消するためには、男女共同参画について正しく理解することが重要です。性別や年齢による偏見をなくし、一人ひとりが多様な生き方を選択できる社会、役割や責任を分かち合える社会を目指し、あらゆる場面を通じて意識啓発を行うことで、男女共同参画や人権尊重意識の醸成を図ります。

施策名(1) あらゆる場面における男女共同参画意識の啓発

No.	取組内容	主な担当課
1	●男女共同参画に関する啓発 男女共同参画の意識啓発や理解促進を図るため、セミナーや講演会、啓発イベント等を開催します。	人権・男女共同参画課
2	●男女共同参画推進団体等との協働 おだわら男女共同参画推進サポーター等、男女共同参画の推進を目指す市民団体や個人と協働するなど、市民力を活用しながら事業を推進します。	人権・男女共同参画課
3	●男女共同参画に関する情報の収集と提供 男女共同参画に関する情報を収集し、公共施設での配架やSNSでの発信等、さまざまな媒体を活用して市民へ情報提供を行います。	人権・男女共同参画課
4	●男女共同参画の視点に立った情報発信 広報おだわらをはじめとする市の発行物について、男女共同参画の視点を意識し、表現等に配慮した情報発信を行います。	人権・男女共同参画課 各課

施策名(2) 人権意識向上に向けた取組

No.	取組内容	主な担当課
1	●人権に関する意識啓発 人権啓発講演会や人権週間等、機会を捉えた啓発イベントを開催し、人権意識の向上を図ります。	人権・男女共同参画課
2	●市民相談体制の充実 人権擁護相談や法律相談などの各種相談窓口を設置し、市民がニーズに合わせて安心して相談できる体制を整えます。	地域安全課
3	●市職員への研修 人権尊重の意識啓発のための職員研修を実施するとともに、県や各種団体が開催する人権啓発講演会等に職員を派遣し、人権意識の向上を図ります。	職員課 人権・男女共同参画課
4	●市職員のハラスメント防止の促進 ハラスメント防止に関する規定の整備と職員向けに理解促進のための研修を実施します。	職員課

施策の方向2 男女共同参画社会実現のための学校教育の充実

学校教育は人々の意識形成に大きく影響します。

早い時期から人権尊重や男女共同参画への意識を育むことのできるよう学習機会を提供すると共に、教職員向けの研修等を実施することにより、教育現場における男女共同参画の基盤を整備します。

施策名（1）学校における男女共同参画に関する教育の充実

No.	取組内容	主な担当課
1	<p>●進路指導の充実 生徒が固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、自分らしい生き方を選択できるよう指導します。</p>	教育指導課
2	<p>●教職員への研修 学校教育や進路指導等の場で男女平等に関する教育を進めるため、教職員に対して研修を行います。</p>	教育指導課
3	<p>●多様な学習機会の提供 子どもや親子を対象に、子どもが固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、自らの生き方を考える機会を提供します。</p>	人権・男女共同参画課 教育指導課

施策名（2）学校における人権尊重と性への理解促進のための取組

No.	取組内容	主な担当課
1	<p>●人権教育の推進 各学校で人権教育の推進に関する計画を作成し、子どもの成長段階に応じた教育ができるよう努めます。</p>	教育指導課
2	<p>●児童・生徒に対する健康教育の充実 小中学生の性に関する正しい知識や、薬物、喫煙等による健康被害の理解を深めるため、学習指導要領に即した健康教育を計画的に進めます。</p>	教育指導課
3	<p>●性教育に関する理解促進 中学生や保護者を対象に講演会等を開催し、性に関する正しい知識の習得や理解促進を図ります。</p>	学校安全課
4	<p>●教育委員会のセクハラ相談電話の設置 教職員の児童・生徒に対するセクハラや教職員間のセクハラについて、教育委員会に相談窓口を設け、問題の早期解決に努めます。</p>	教育指導課

【 数 値 目 標 】

基本方針Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識改革

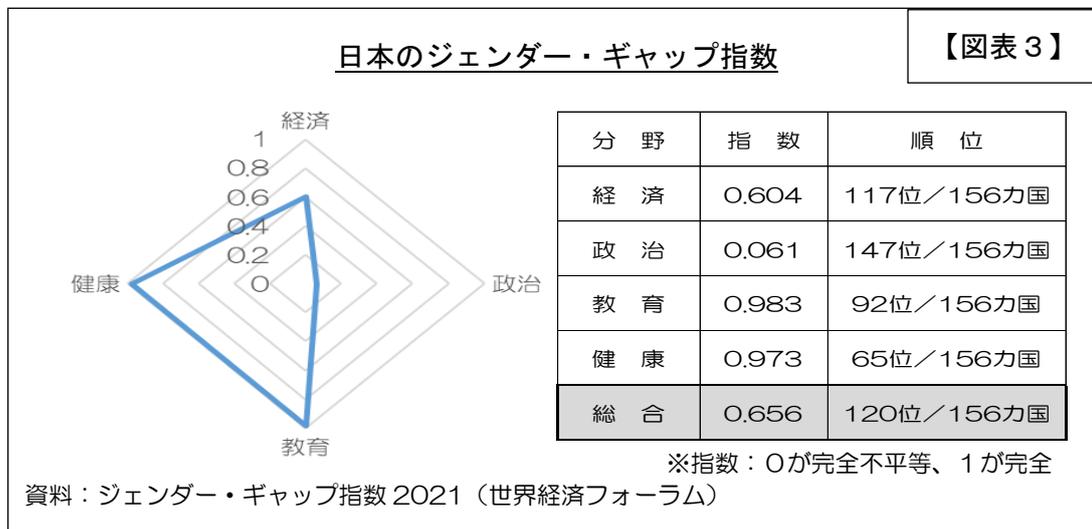
指 標		実績値			目標値 (年度)
		第2次プラン策定時 (年度)	第2次プラン 目標値	現在 (年度)	
1	社会全体において男女の地位は「平等」と思う人の割合	—	設定なし	18.9% (R元年度)	50% (R8年度)
2	「男女共同参画社会」という用語の周知度	45.8% (H25年度)	100% (H31年度)	48.3% (R元年度)	100% (R8年度)
3	「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	43.9% (H25年度)	50%以上 (H31年度)	51.3% (R元年度)	100% (R8年度)

※数値目標一覧は、P52、53 参照

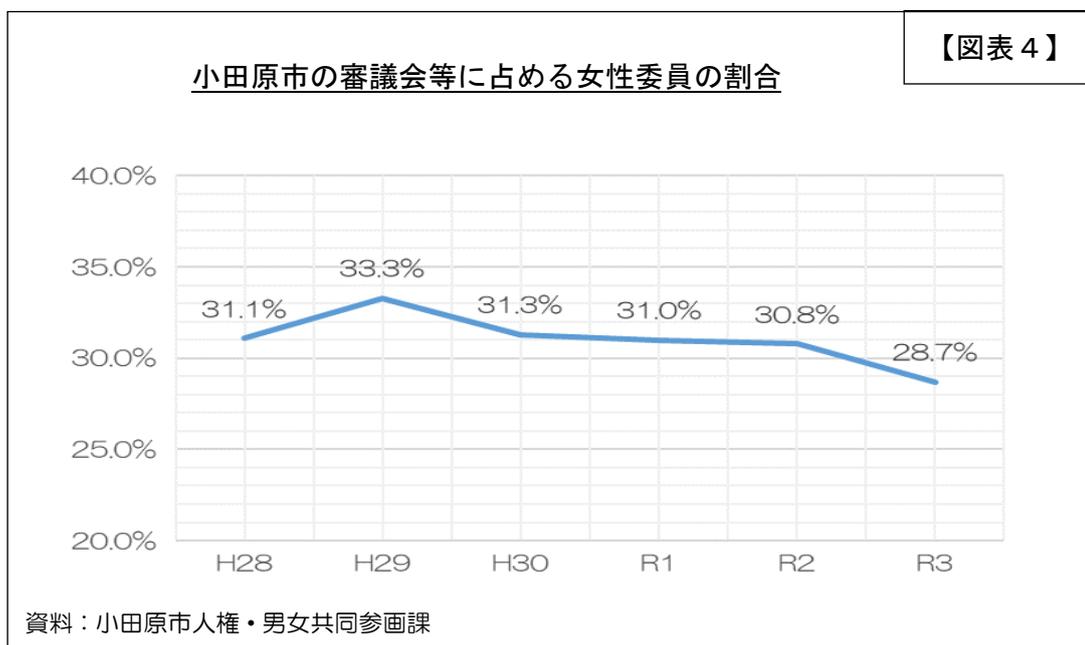
2 基本方針Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の促進

現状と課題

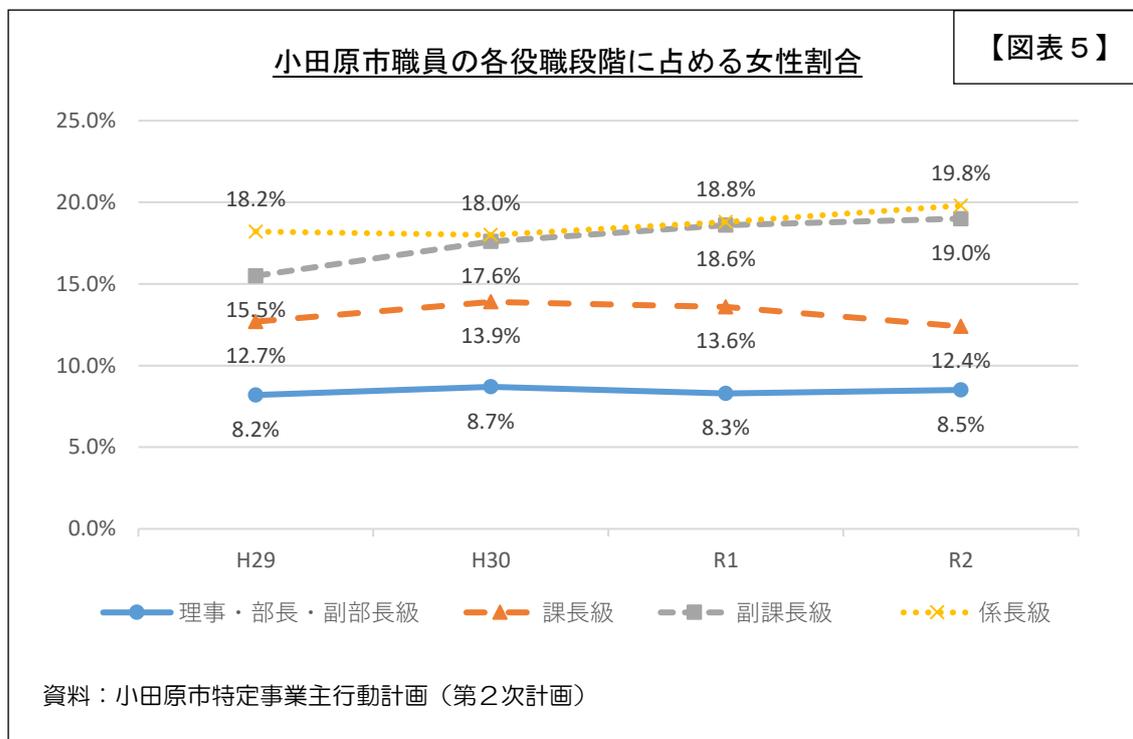
男女共同参画社会の実現のためには、さまざまな分野において男女が共に参画していく必要がありますが、依然として、多くの分野で女性の参画が進んでいない状況です。毎年、世界経済フォーラムが公表しているジェンダー・ギャップ指数の日本の順位は、先進国の中でも低いレベルとなっており、分野別では、特に経済分野や政治分野の指数が低く、順位が低い要因と考えられます。各国がジェンダー平等に向けた取組を加速している中、日本は遅れをとっているといえます【図表3】。



本市における審議会等への女性の参画率は、ここ数年 30%程度で推移しており、女性の参画が十分とは言えません【図表4】。

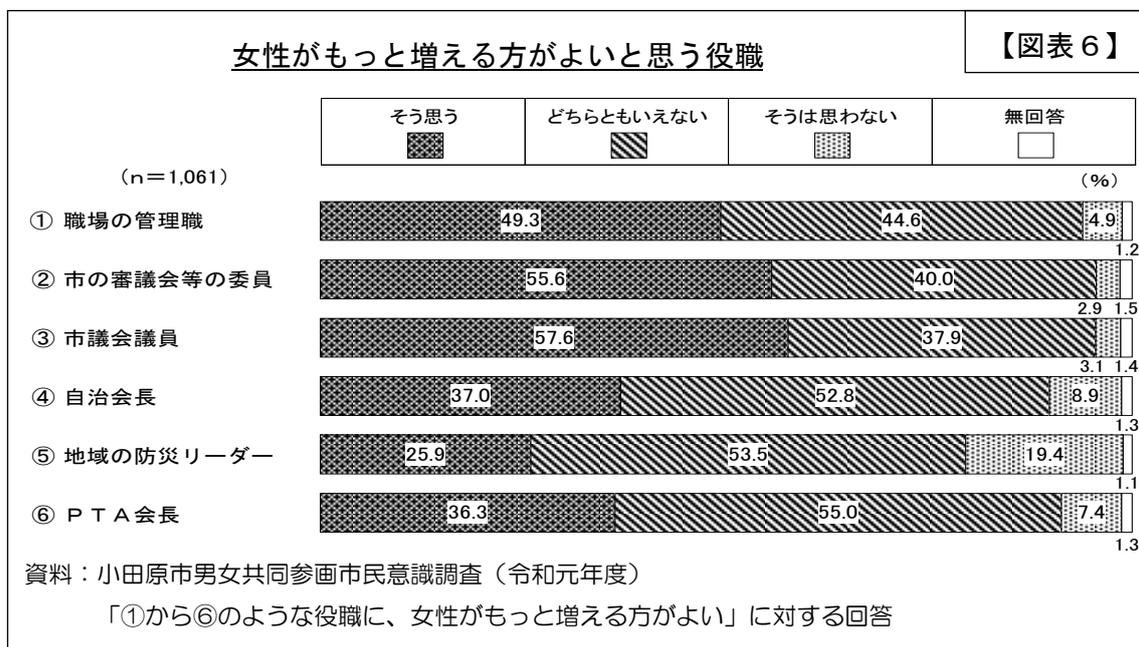


また、本市の各役職段階に占める女性職員割合のうち、政策・方針決定の重要な判断を行う理事・部長・副部長級では特に女性割合が低くなっており、さらなる女性登用の推進が必要です【図表5】。



また、令和元年度に実施した小田原市男女共同参画市民意識調査では、職場の管理職への女性の参画を望む意見は5割を超えているものの、地域活動や防災分野等への女性の参画を望む意見については、3割程度にとどまっています【図表6】。

さまざまな分野の指導的地位への女性参画を拡大し、多様な価値観を反映させるとともに、市民の生活に直結している地域社会では、市民の意識改革への取組を進め、男女が共に地域社会へ参画することを促進する必要があります。



第2章 計画の内容

施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の積極的登用

多様な視点や価値観に基づく社会づくりに向け、女性の参画が未だ十分でない政策・方針決定過程において、女性がより主体的に参画できるよう取組を進めます。

施策名（1）審議会等委員への女性登用の促進

No.	取組内容	主な担当課
1	●市の審議会等への積極的な女性登用の促進 「審議会等への女性参画推進の指針」に基づき、積極的な取組を進めます。	各課
2	●審議会等への参画の支援 子育て中の人でも、審議会等へ参画しやすいように支援します。	人権・男女共同参画課 各課
3	●女性の人材確保の拡充 男女共同参画推進に理解と意欲のある人の情報を収集・活用し、審議会等への女性の参画を進めます。	人権・男女共同参画課

施策名（2）市内事業所における政策・方針決定過程への女性参画拡大

No.	取組内容	主な担当課
1	●市内事業所等における女性活躍の理解促進 市内事業所等を対象にセミナーや講演会等を開催し、女性活躍推進についての理解を促進します。	人権・男女共同参画課 産業政策課
2	●女性活躍推進優良企業認定制度(小田原Lエール)の運用による女性活躍推進 女性活躍推進優良企業認定制度を着実に運用することにより、市内事業所の女性活躍推進への取組を促進します。	人権・男女共同参画課
3	●市内事業所等における女性のキャリア形成支援 市内事業所等を対象にセミナーや講演会等を開催し、女性のキャリア形成の支援をします。	人権・男女共同参画課

施策名（3）市役所における政策・方針決定過程への女性参画拡大

No.	取組内容	主な担当課
1	<p>●女性職員の管理職等への登用促進</p> <p>女性活躍推進法における「特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の管理職等への登用を促進します。</p>	職員課
2	<p>●女性職員のキャリア形成支援</p> <p>研修等の充実、相談体制の整備などにより、女性職員のキャリア形成支援を促進します。</p>	職員課
3	<p>●適正な人事配置と職域拡大</p> <p>職員の能力や適性が十分に発揮できるよう、性別を問わない人事配置と職域拡大に努めます。</p>	職員課

コラム Column

クォータ制 (Quota system)

クォータ制とは、ノルウエー発祥の考え方で、格差を是正するために、少数派に割り当てを行う積極的な手法の一つです。主に「議席割当制」「法的候補者クォータ制」「政党による自発的クォータ制」があります。

世界で女性閣僚が50%を超えているのは13カ国で、世界平均では21.9%（2021年1月1日時点・UN Women）となっています。現在、世界の多くの国が議会においてクォータ制を導入しています。クォータ制を導入した国では、ジェンダー平等意識がより進み、社会課題の解決にも大きく影響したといわれています。

一方、現在の日本の状況を見てみると、衆議院の女性割合は10%に届いておらず、現内閣（2022年3月時点）でも女性閣僚は21人中3人とG7で最下位となっています。しかし、平成30年（2018年）に、ついに日本でも、政治分野での男女共同参画の推進に向けて、選挙の候補者を男女均等になることを目指した「政治分野における男女共同の推進に関する法律」が生まれました。また、弁護士などの専門的職業分野や、経済団体、職能団体等の役員にクォータ制を導入するなど、さまざまな分野で実効的な施策の推進を実施しています。

今後、メリット、デメリットを含めてクォータ制についての議論が必要でしょう。

施策の方向2 地域における男女共同参画の促進

地域の組織等において、性別や年代が固定化されることなく、さまざまな人が参画できるような取組を進めます。また、災害による影響は社会的な立場によっても異なるため、その対策に多様な視点を反映しなければなりません。性別によるニーズの違いなどに配慮した防災、災害対策を進めるために、更に女性の参画を促進します。

施策名（1）地域団体等における男女共同参画の促進

No.	取組内容	主な担当課
1	<p>●地域団体等における方針決定過程への女性登用の促進 地域における男女共同参画への理解促進と、地域団体等における役職等への女性登用を促進します。</p>	人権・男女共同参画課 地域団体等を所管する課
2	<p>●地域活動、市民活動等への男女共同参画の促進 自治会活動や市民活動等に対し、男女共同参画に関する学習機会や情報提供の充実を図ります。</p>	人権・男女共同参画課 地域団体等を所管する課

施策名（2）防災、災害対策の場における男女共同参画の促進

No.	取組内容	主な担当課
1	<p>●地域防災・災害対策への男女共同参画の視点の反映 地域の自主防災組織等に男女共同参画の視点の反映と、女性の参画を促進し、多様な価値観を取り入れた地域防災の充実を図ります。</p>	防災対策課 地域政策課
2	<p>●消防団への女性参画の促進 地域で活動する消防団への理解促進を図り、性別を問わず、参画拡充に向けての取組を推進します。</p>	消防課

【 数 値 目 標 】

基本方針Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の促進

指 標		実績値			目標値 (年度)	
		第2次プラン策定時 (年度)	第2次プラン 目標値	現在 (年度)		
1	小田原市の審議会等に占める女性委員の割合	28.1% (H27年度)	40%以上60%未 満 (H32年度)	30.8% (R2年度)	40%以上60%未満 (R8年度)	
2	小田原市の女性職員の 昇任希望率	主査級から係長級へ	51.0% (H26年度)	70%以上 (H32年度)	62.8% (R元年度)	80%以上 (R7年度)
		副課長級から課長級へ	24.0% (H26年度)	30%以上 (H32年度)	77.9% (R元年度)	80%以上 (R7年度)
3	小田原Lエール認定企業の管理職に占める女性の割合	—	設定なし	11.8% (R2年度)	18% (R8年度)	
4	自治会長に占める女性の割合	—	設定なし	2.8% (R3年度)	10% (R8年度)	

※数値目標一覧は、P52、53 参照

3 基本方針Ⅲ 雇用における男女共同参画の推進

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律における市町村推進計画)

現状と課題

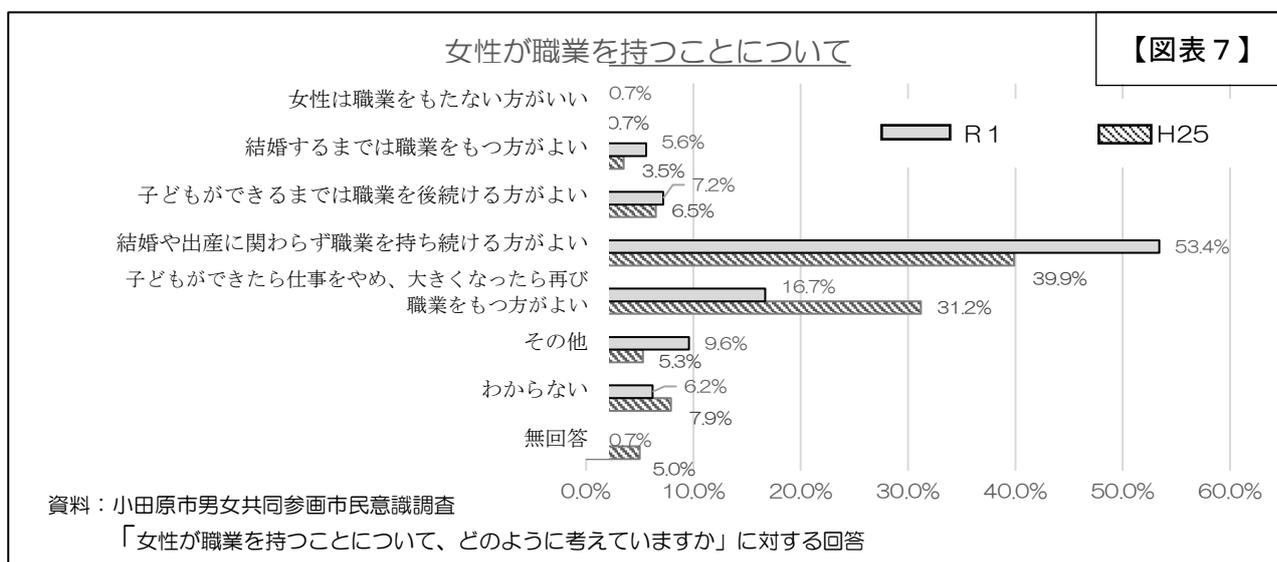
少子高齢化などの影響で労働力人口が減少傾向にあり、その傾向は今後も続くと考えられています。雇用をめぐる状況としては、今後も慢性的な人手不足が懸念されます。一方で、子育て支援施策の充実や男女共同参画意識の浸透、健康寿命の延びなどによる女性や高齢者の就業者数の増加が、人手不足解消の大きなカギとなっています。

本市が、将来にわたり持続的に活力あるまちであるためには、性別にかかわらず誰もがその個性と能力を発揮し、活躍できる社会づくりが必要です。令和元年度に実施した小田原市男女共同参画市民意識調査では、「結婚や出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい」と考える人の割合は5割を超えており、平成25年度に実施した同調査の約4割から大きく伸びていることから、女性が仕事を持つことへの理解は進んでいると言えます【図表7】。

しかし、女性の年齢階級別の労働力率の推移をみると、子育て期で一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇しています。一方、男性の労働力率では、いわゆるM字カーブの底にあたる35～39歳でも下がることなく推移しており、このことは、家事や育児が女性に偏っていることの表れであり、女性の活躍が十分であるとはいえない状況と言えます。【図表8-1、8-2】。

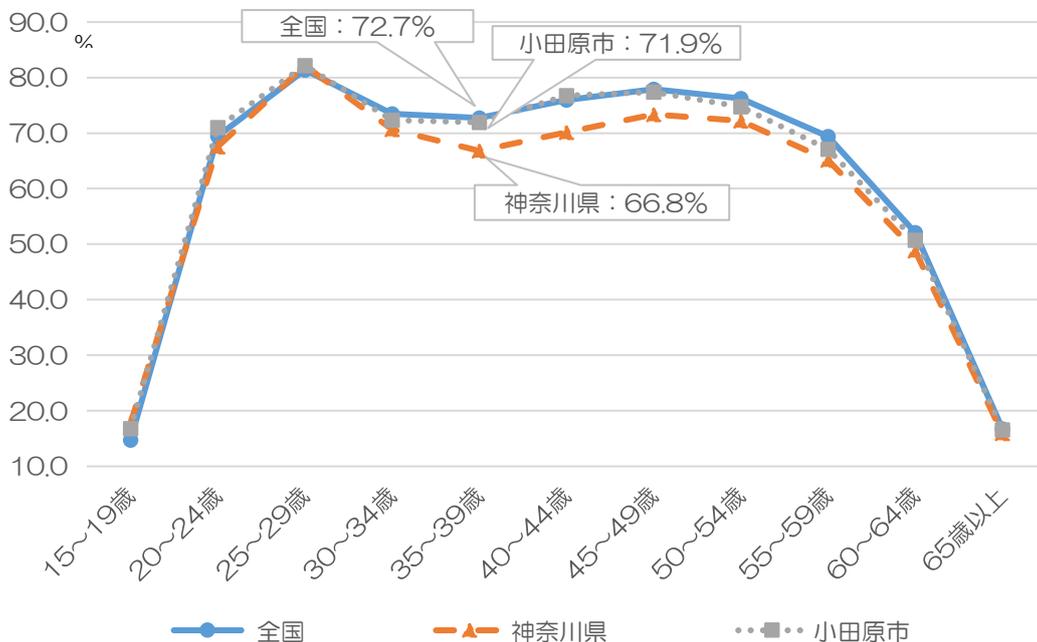
新型コロナウイルス感染症の長期化は、もともと子育てや介護が女性に偏っているという現状や、多くの女性が非正規労働者であることなどから、特に、女性に大きな影響を及ぼしました。一方で、コロナ禍でのテレワークの急速な普及は、長時間労働などの働き方やワーク・ライフ・バランスを見直す機会になったと言えます。

働き方やキャリアに関する価値観も多様化する中で、より一層、男女ともに働きやすい職場づくりや、女性のライフステージに応じた柔軟な働き方への支援、ワーク・ライフ・バランスの実現へ向けての取組等を、官民が一体となって推進する必要があります。



【図表 8-1】

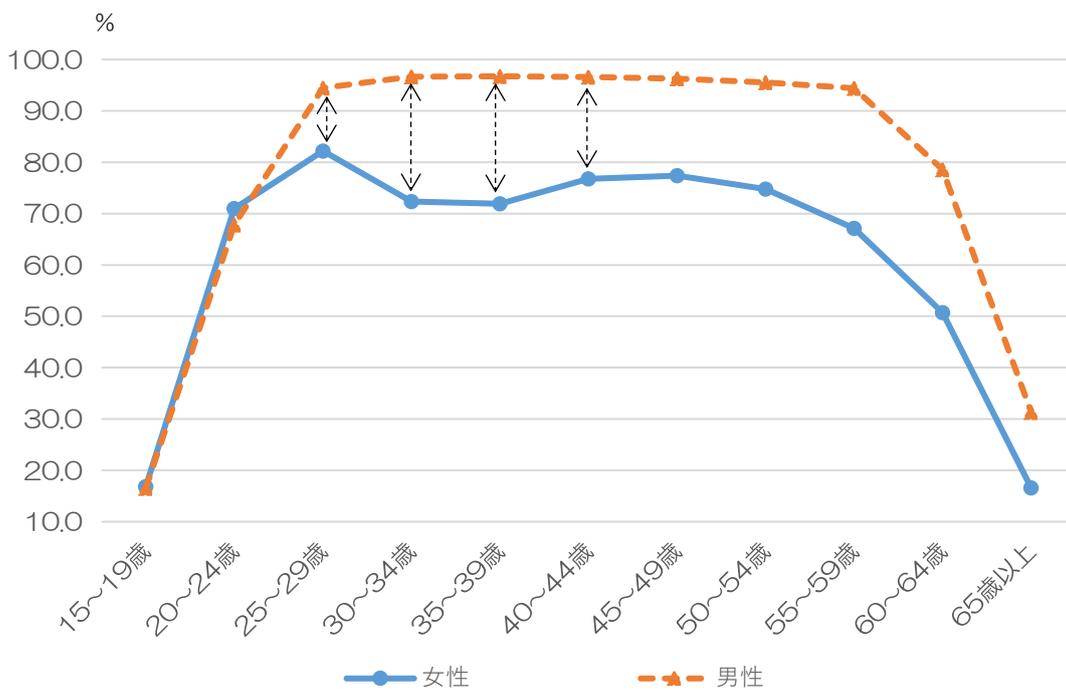
女性の年齢階級別労働力率の推移



資料：国勢調査（平成 27 年）

【図表 8-2】

小田原市の年齢階級別労働力率の推移



資料：国勢調査（平成 27 年）

施策の方向1 働く場における女性の活躍推進

女性活躍推進の重要性に関する理解を促進し、女性活躍推進に取り組む企業へのさまざまな啓発や支援等により、働く場における女性活躍推進を図ります。

施策名(1) 市内事業所における女性活躍の推進

No.	取組内容	主な担当課
1	<p>●市内事業所等における女性活躍の理解促進(再掲)</p> <p>市内事業所等を対象にセミナーや講演会等を開催し、女性活躍推進についての理解を促進します。</p>	人権・男女共同参画課 産業政策課
2	<p>●女性活躍推進優良企業認定制度(小田原Lエール)の運用による女性活躍推進(再掲)</p> <p>女性活躍推進優良企業認定制度を着実に運用することにより、市内事業所の女性活躍推進への取組を促進します。</p>	人権・男女共同参画課
3	<p>●女性活躍を推進する事業所増加のための取組</p> <p>女性活躍推進に取り組んでいる事業者の受注機会を増大するよう取り組みます。</p>	契約検査課
4	<p>●市内事業所等における女性のキャリア形成支援(再掲)</p> <p>市内事業所等を対象にセミナーや講演会等を開催し、女性のキャリア形成の支援をします。</p>	人権・男女共同参画課
5	<p>●市内事業所におけるネットワーク構築への支援</p> <p>女性活躍推進優良企業やその他の市内事業所における女性活躍推進に関する情報、ロールモデルの共有など、ネットワーク構築への支援を実施します。</p>	人権・男女共同参画課 未来創造・若者課 産業政策課
6	<p>●職場におけるハラスメント防止のための啓発</p> <p>各種ハラスメントの防止に向け、事業所等に啓発を行います。</p>	人権・男女共同参画課 産業政策課
7	<p>●誰もが働きやすい職場環境の整備への支援についての検討</p> <p>市内事業所が、誰もが働きやすい職場環境を整備する際の支援について、関連課が連携し検討を進めます。</p>	人権・男女共同参画課 各課

第2章 計画の内容

施策名（2）市役所における女性活躍の推進

No.	取組内容	主な担当課
	<p>●特定事業主行動計画の確実な遂行 組織全体で継続的に特定事業主行動計画に基づく取組を推進します。</p>	職員課
	<p>●男女ともに活躍推進のための意識醸成 職員全員がその能力を活かし、やりがいをもって仕事に取り組めるようワーク・ライフ・バランスを推進し、また、女性活躍推進の重要性を理解するための、研修等を開催します。</p>	職員課
	<p>●ハラスメントのない職場づくり ハラスメントのない職場づくりに向けて、職員向けの啓発セミナーや相談窓口を開設します。</p>	職員課
	<p>●誰もが働きやすい職場環境の整備 誰もが働きやすい職場環境の整備に努めます。</p>	職員課 経営管理課 資産経営課

施策名（3）希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援

No.	取組内容	主な担当課
1	<p>●女性のキャリア形成支援事業の実施 ライフステージに応じた女性の自立と自己実現に向けて、就職・再就職やキャリアアップなどのキャリア形成を支援する講座等を開催するとともに、必要な情報提供を行います。</p>	人権・男女共同参画課
2	<p>●女性の起業及び起業家に向けた支援 女性が起業する際に必要な情報の提供や、起業に向けてのセミナーの開催、また、協働や事業委託等を通して必要な支援を行います。</p>	人権・男女共同参画課 産業政策課
3	<p>●女性のキャリア相談の実施 女性のキャリア全般にかかわる相談を受ける窓口を運営し、女性がライフステージに応じ望む形で働くことを支援します。</p>	人権・男女共同参画課

施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

性別にかかわらず、男女ともに、仕事とプライベートの両方の充実を図ることにより、多様な働き方や生き方を選択することができます。働き方を変えるさまざまな制度は整ってきましたが、意識の変容や制度の利活用が不十分なために、個々が望むワーク・ライフ・バランスの実現には至っていません。その結果、未だ、長時間労働や、家事や育児の分担の偏りなどの課題が解決できていません。これらの課題を解決するために、事業所の取組への支援や男性への意識啓発、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境の整備に取り組みます。

施策名（1）仕事と生活の両立に向けた意識改革

No.	取組内容	主な担当課
1	<p>●ワーク・ライフ・バランス実現のための意識改革の促進 市内事業所などに対し講座等を通して、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けての意識改革や啓発等を行います。また、働く個人、又は働こうとしている個人に対しても、意識啓発等を実施します。</p>	<p>人権・男女共同参画課 職員課 産業政策課</p>
2	<p>●男性の意識改革への取組の充実 固定的な性別役割分担意識の払しょくを促し、家事育児、地域活動へ積極的に参画するための気付きとなるセミナー等を開催、また、男性のロールモデルの紹介など、必要な情報提供を実施します。</p>	<p>人権・男女共同参画課 健康づくり課 子育て政策課</p>

施策名（2）仕事と生活の両立のための環境整備

No.	取組内容	主な担当課
1	<p>●多様な保育サービスの充実 保育を必要とする家庭の受入数の拡充等により、待機児童の解消を図り、利用者の多様なニーズに対応できる保育サービスを提供します。</p>	<p>保育課</p>
2	<p>●多様な子育てサービスの充実 子育てにおける多様なニーズに応じた支援やサービスを行うとともに、子育てに関する悩みを相談できる体制の充実を図ります。</p>	<p>子育て政策課 子ども青少年支援課 健康づくり課</p>
3	<p>●多様な介護サービスの充実 介護における多様なニーズに応じた支援やサービスを行うとともに、介護に関する悩みを相談できる体制の充実を図ります。</p>	<p>高齢介護課</p>

【 数 値 目 標 】

指 標		実績値			目標値 (年度)	
		第2次プラン策定時 (年度)	第2次プラン 目標値	現在 (年度)		
1	保育園の待機児童数	16人 (H27年度)	0人 (H31年度)	14人 (R2年度)	0人 (R6年度)	
2	小田原市男性職員	配偶者出産休暇取得率	71.9% (H26年度)	75%以上 (H32年度)	69.7% (R元年度)	80%以上 (R7年度)
		育児参加のための 休暇取得率	14.0% (H26年度)	20%以上 (H32年度)	19.7% (R元年度)	30%以上 (R7年度)
		育児休業取得率	—	設定なし	5.0% (R元年度)	30%以上 (R7年度)
3	小田原市職員の年次休暇年平均取得日数	7.4日 (H26年度)	11日 (H32年度)	13.1日 (R元年度)	15日 (R7年度)	
4	小田原Lエール認定企業数	—	設定なし	53社【累計】 (R3年度)	250社【累計】 (R8年度)	

※数値目標一覧は、P52、53 参照

コラム Column

小田原Lエール（女性活躍推進優良企業認定制度）

「小田原Lエール」とは、女性の活躍推進について積極的に取り組んでいる小田原市内の企業を、市が一定の基準に基づき「ゴールドステージ」「シルバーステージ」「ブロンズステージ」の3段階に認定する小田原市独自の制度（令和2年度（2020年度）創設）です。

認定のための取組項目は、小田原市のほとんどを占める中小企業が取り組みやすいものを設定しています。申請をきっかけに、女性活躍に関する自社の課題に目を向け、課題解決に向けて動き出していただくことが、目的の大きな柱となっています。

小田原市内すべての企業で、女性活躍推進への気運が高まり、女性だけでなく誰もが活躍できる社会を目指します。

詳しくは [小田原Lエール](#)



4 基本方針Ⅳ 誰もが生き生きと暮らせる環境づくり

現状と課題

男女共同参画社会の実現にあたっては、性別や年齢、障がいの有無、国籍や文化の違い等、個々の特性を理解し合うことが重要です。それぞれの置かれている状況によって課題やニーズは異なり、また、複合的な要因で困難な状況に置かれる場合もあります。

社会全体が多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。

また、生き生きと豊かに暮らすためには、生涯にわたって健康であることが重要です。日本人の平均余命と健康寿命が延びる中、小田原市健康増進計画では、「健康寿命の延伸」を基本目標に掲げ、健康づくりを推進しています【図表9】。

人生100年時代を見据え、性差やライフステージに応じた健康について正しく理解し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点も踏まえながら、生涯を通じた健康保持に取り組む必要があります。

小田原市の平均余命と健康寿命

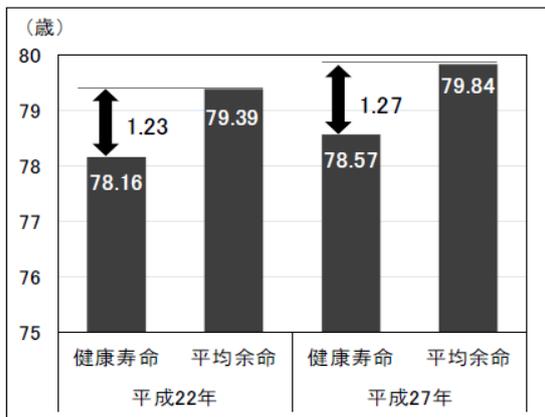
【図表9】

(歳)

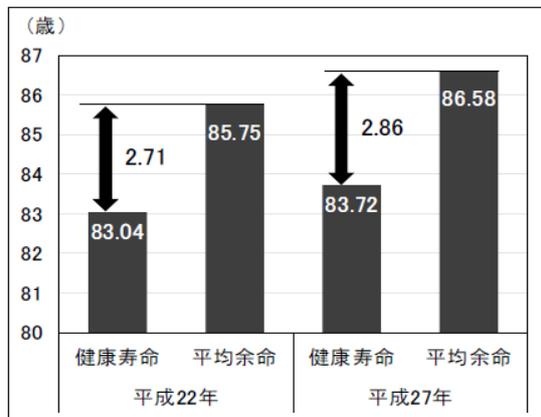
性別	区分	平成22年	平成27年	差
男性	平均余命	79.39	79.84	0.45
	健康寿命	78.16	78.57	0.41
	差	1.23	1.27	0.04
女性	平均余命	85.75	86.58	0.83
	健康寿命	83.04	83.72	0.68
	差	2.71	2.86	0.15

「健康寿命」及び「(0歳児の)平均余命(平均寿命)」は、「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」により示した健康寿命の算定方法の指針の「日常生活動作が自立している期間の平均」を用い算出。

(男性)



(女性)



資料：小田原市健康増進計画中間評価報告書（平成29年度）

施策の方向1 多様な人々への理解促進と支援

高齢者や障がい者、ひとり親家庭、外国籍住民、性的マイノリティなど、一人ひとりの置かれている状況によって必要な支援は異なります。誰もが安心して暮らせる環境を整備するため、性別や年齢等を問わず、援助を必要とする人及びそれを支える人の負担を軽減するなど、支援の充実を図ります。

施策名（1）高齢者・障がい者・ひとり親家庭等への支援

No.	取組内容	主な担当課
1	<p>●高齢者等への支援 高齢者が自立した生活ができるよう、「おだわら高齢者福祉介護計画」等に基づき、高齢者や介護者への支援を行います。</p>	高齢介護課
2	<p>●障がい者等への支援 「おだわら障がい者基本計画」等に基づき、障がい者の自立支援や雇用促進、介護者の負担軽減等の支援を行います。</p>	障がい福祉課
3	<p>●ひとり親家庭等への支援 ひとり親家庭等の精神的・経済的負担を軽減するため「小田原市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、さまざまな視点で支援を行います。</p>	子育て政策課
4	<p>●市営住宅への入居優遇 市営住宅への入居にあたり、高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の優先度を高めるよう配慮します。</p>	建築課

施策名（2）外国人等への支援

No.	取組内容	主な担当課
1	<p>●外国籍住民等への言語支援 自動通訳機の活用や行政情報の多言語発信等により、言語支援が必要な方が円滑に行政サービス受けられることが出来るよう努めます。</p>	人権・男女共同参画課 各課
2	<p>●他自治体や支援団体との連携 神奈川県や県内自治体との連絡会議等を活用し、外国籍住民支援における課題把握や情報共有を行うとともに、言語支援等を行っている市民団体と連携を図ります。</p>	人権・男女共同参画課

第2章 計画の内容

施策名（3）性的マイノリティへの支援

No.	取 組 内 容	主な担当課
1	●パートナーシップ登録制度の周知 ホームページや広報紙、チラシ等、様々な媒体を活用して制度の周知を図ります。	人権・男女共同参画課
2	●行政サービスの充実 登録者の希望に応じて、登録証明書や事実証明書を発行するほか、税証明書の発行や市営・県営住宅の入居申し込みなど、登録者が利用できる行政サービスの拡充を図ります。	人権・男女共同参画課 各課
3	●性的マイノリティの理解促進に関する啓発 性的マイノリティに関連のある情報を市民に提供するとともに、職員向けの人権研修で意識啓発するなど、理解促進に努めます。	人権・男女共同参画課

施策の方向2 生涯を通じた健康保持増進

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女が互いの身体的性差や生活習慣等を十分に理解し合うことが重要です。生涯にわたって健康でいるために、心身の健康について正確な知識や情報が得られるよう啓発を行います。

また、女性は妊娠や出産を経験すること等により、さまざまな健康課題に直面することがあるので、その課題を解決するための取り組みを行います。

施策名（1）生涯を通じた健康づくりへの支援

No.	取組内容	主な担当課
1	<p>●健康保持・増進に関する啓発 生涯を通じた健康の支援と情報提供のため、生活習慣病予防等の講座などを開催します。</p>	健康づくり課
2	<p>●各種健康診査の実施 生涯を通じた健康づくりを推進するため、男性特有の前立腺がんや、女性特有の子宮がん、乳がん等の検診を充実させ、早期発見に努めます。</p>	健康づくり課
3	<p>●女性専用外来の充実 女性特有の症状について気兼ねなく相談できるよう、女性医師が診察に当たる女性専用外来を実施します。</p>	市立病院経営管理課

施策名（2）妊娠・出産に関する健康への支援

No.	取組内容	主な担当課
1	<p>●妊娠・出産期における支援の充実 妊娠中・産後の健康診査の実施や母子健康手帳を交付するほか、母親とその家族を支援するための講座等を開催します。</p>	健康づくり課
2	<p>●不妊・不育に対する支援 不育症の治療を受ける方への経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成するとともに、不妊治療助成に関して情報提供を行います。</p>	健康づくり課
3	<p>●周産期救急医療の提供 母子の生命の安全を図るため周産期救急医療を実施します。</p>	市立病院経営管理課

【 数 値 目 標 】

基本方針Ⅳ 誰もが生き生きと暮らせる環境づくり

指 標	実績値			目標値 (年度)
	第2次プラン策定時 (年度)	第2次プラン 目標値	現在 (年度)	
1 特定健康診査の受診率	—	設定なし	26.1% (H28年度)	60% (R4年度)
2 がん検診の受診率	がん検診の受診率			
	①乳がん	11.7% (H26年度)	50% (H34年度)	11.1% (R元年度)
	②子宮がん	13.2% (H26年度)		13.3% (R元年度)
	③前立腺がん	14.2% (H26年度)		13.4% (R元年度)
				50% (R4年度)

※数値目標一覧は、P52、53 参照

5 基本方針V あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

(配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律における市町村基本計画)

現状と課題

暴力は重大な人権侵害であり、対象となる性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。

令和元年度に実施した小田原市男女共同参画市民意識調査で、配偶者等から「暴力を受けた経験がある」と答えた人の割合は、男性は約10人に1人、女性は約5人に1人となっており、女性は男性に比べて2倍程度の被害経験がありました【図表10】。

また、DVに限らず、性犯罪やストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラメント等、わたしたちの身近なところにも、女性の人権を侵害するさまざまな暴力が存在しています。

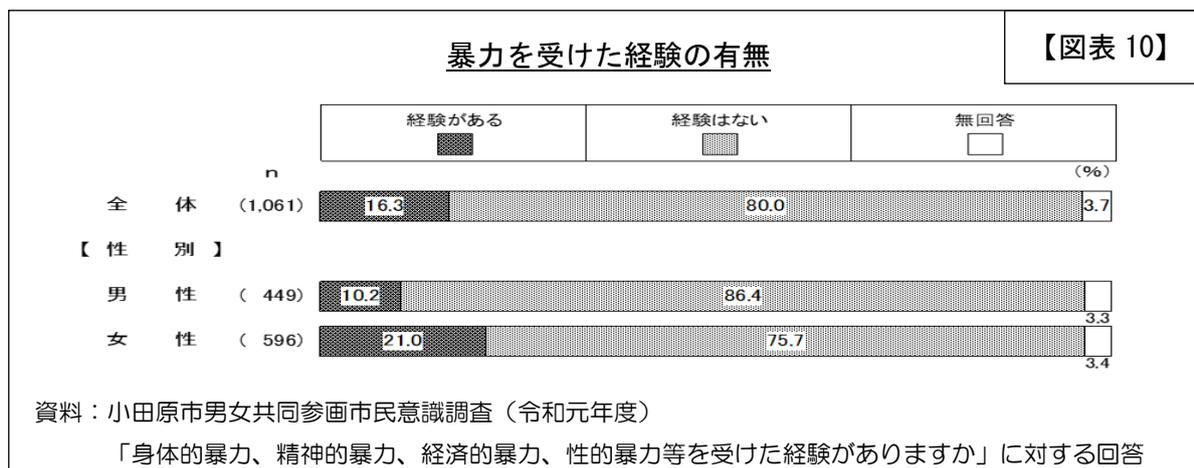
男女共同参画社会の実現にあたっては、男女が対等な立場でそれぞれの個性や能力を十分発揮できるよう、あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発を進める必要があります。

特に、昨今はSNSなど人々を取り巻く環境の変化から、若年層の性犯罪・性暴力被害が大きな問題となっています。性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじり、長期にわたって影響を及ぼすため、特に、若年層に対して十分な意識啓発と適切な支援が必要です。

また、同調査で、「暴力を受けた経験がある」と答えた人のうち、そのことを誰（どこ）かに相談した人の割合は、約3割にとどまっています【図表11】。

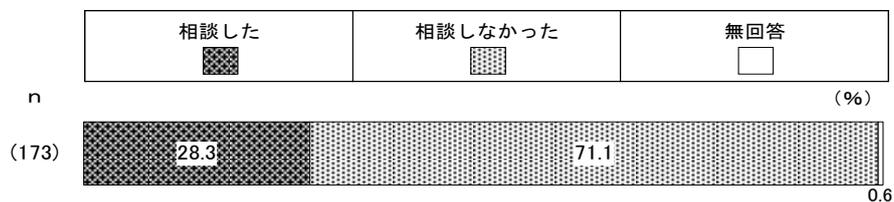
相談しなかった主な理由としては、「自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思ったから」「相談するほどのことではないと思ったから」「相談しても無駄だと思ったから」「自分にも悪いところがあると思ったから」と答えた人が多い結果となりましたが、自分だけで抱え込まず、適切な支援を受けることが、問題解決への第一歩となります【図表12】。

国では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生活の不安等によるDV被害の増加が懸念されたため、相談窓口の強化等、支援体制が拡充されました。本市としても、社会状況を踏まえながら、関係機関や団体等と連携しつつ、多様化・複雑化する被害者への支援体制を充実させる必要があります。



暴力を受けたことの相談の有無

【図表 11】

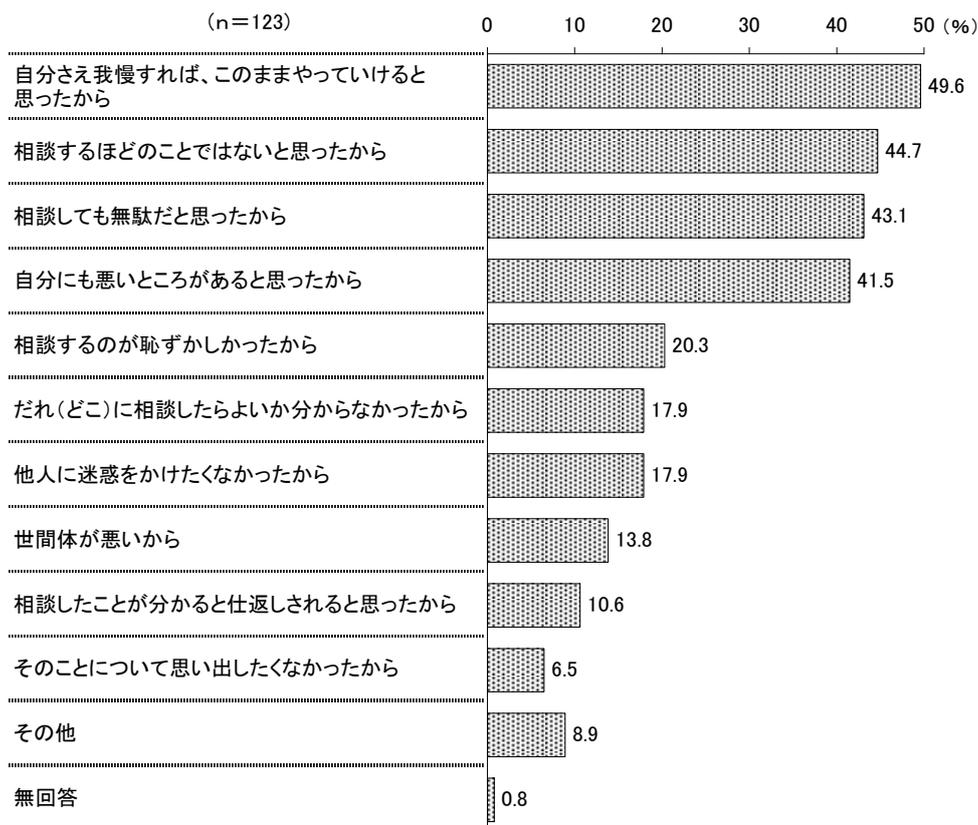


資料：小田原市男女共同参画市民意識調査（令和元年度）

「身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等を受けたことをだれ（どこ）かに相談しましたか」に対する回答

暴力を受けたことを相談しなかった理由

【図表 12】



資料：小田原市男女共同参画市民意識調査（令和元年度）

「身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等を受けたことを相談しなかった理由はなんですか」に対する回答

施策の方向1 あらゆる暴力根絶のための啓発

様々な世代の市民に対し、DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるということについての理解促進と、あらゆる暴力根絶に向けた意識啓発を図ります。

施策名(1) DV防止啓発の拡充

No.	取組内容	主な担当課
1	●DV根絶に向けた意識啓発の推進 DVに対する理解を促進し、DV根絶に向け多様な媒体や機会を活かして、意識啓発を図ります。	人権・男女共同参画課

施策名(2) 若年層に向けた啓発の強化

No.	取組内容	主な担当課
1	●デートDV等に向けた意識啓発の推進 デートDVや性被害、性犯罪等の根絶に向け、多様な媒体や機会を活かして、意識啓発を促進します。	人権・男女共同参画課 教育指導課

コラム column

性犯罪・性暴力

被害者にも、加害者にも、傍観者にもならない

いつ、誰と、どこで、どのような性的関係を持つのかは、誰かが決めるものではなく本人が決めるものです。望まない性的な行為は、性暴力にあたります。

SNSの普及などにより、若い世代がさまざまな情報に簡単にアクセスすることが可能となり、そのことをきっかけに性的被害にあうということが大きな社会問題となっています。また、若い世代では睡眠薬などの薬を飲み物や食べ物に混ぜて抵抗できない状態にした上で、性的な行為に及ぶレイプドラッグや、交際間で起こるデートDVなどの被害も起きています。

性犯罪や性暴力は、心とからだに長期にわたり影響を及ぼし、何より被害者の尊厳を踏みにじるものであり、決して許されるものではないのです。被害にあった人は誰にも相談できずにいるケースも少なくありません。

若者の誰もが、被害者にも加害者にも、傍観者にもならないよう社会全体で性犯罪、性暴力根絶に向けて取り組まなければなりません。

詳しくは [若年層を対象とした性的な暴力の啓発](#) (内閣府男女共同参画局)



施策の方向2 DV被害者への支援

DV被害者の支援のあたっては、相談から一時保護、自立支援まで、継続的な支援が必要です。被害者の安全確保を最優先に、庁内関係課だけでなく、児童相談所や警察、一時保護所、民間支援団体等と広域的に連携し、相談体制の充実を図ります。

施策名（1）相談体制の充実

No.	取組内容	主な担当課
1	<p>●相談員の設置及び資質の向上</p> <p>女性相談員を設置するとともに、国、県、関係団体等が実施する研修に相談員を派遣し、相談スキルの向上を図ります。</p>	人権・男女共同参画課
2	<p>●相談体制の整備・充実</p> <p>被害者が安心して相談できるよう、安全と秘密保持に配慮した相談環境を確保するとともに、対応マニュアルの整備等、円滑な被害者支援に努めます。</p>	人権・男女共同参画課
3	<p>●庁内連携の充実</p> <p>DV対応関係機関庁内連絡会を定期的に関催し、事例検討や情報共有など、連携の強化を図ります。</p>	人権・男女共同参画課
4	<p>●相談窓口の周知</p> <p>ホームページや広報紙、チラシ等、様々な媒体を活用して相談窓口の周知を図ります。</p>	人権・男女共同参画課

施策名（2）一時保護、安全確保に向けた支援

No.	取組内容	主な担当課
1	<p>●緊急一時保護の実施</p> <p>緊急避難の必要がある被害者について、一時保護施設や警察等と連携しつつ迅速に保護することで、被害者の安全確保に努めます。</p>	人権・男女共同参画課
2	<p>●安定した生活への支援</p> <p>施設退所後、被害者が安定した生活を送れるよう生活や住居、住民登録等についての支援を行います。</p>	人権・男女共同参画課
3	<p>●被害者支援に係る情報の秘密保持</p> <p>被害者の情報が加害者に漏れないよう、庁内関係課や関係機関と連携し、秘密保持に努めます。</p>	人権・男女共同参画課

第2章 計画の内容

施策名（3）自立に向けての支援の充実

No.	取組内容	主な担当課
1	●就労に関する支援 被害者の状況に応じて、自立支援教育訓練給付など各種給付制度や就労支援講座等の情報を提供し、就労を促進します。	人権・男女共同参画課
2	●経済的な支援 被害者の状況に応じて、生活保護、児童扶養手当、ひとり親医療費助成など各種支援制度等の情報を提供し、経済的な負担軽減を図ります。	人権・男女共同参画課

施策名（4）関係機関との切れ目のない連携の強化

No.	取組内容	主な担当課
1	●関係機関との連携 県や警察、一時保護施設、児童相談所、移管先の自治体等と広域的に連携し、被害者が必要な支援を受けることができるよう努めます。	人権・男女共同参画課
2	●民間団体との連携 DV被害者の支援を行っている民間団体と支援に必要な情報を共有するなど、連携を図ります。	人権・男女共同参画課

【 数 値 目 標 】

基本方針V あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

指 標	実績値			目標値 (年度)	
	第2次プラン策定時 (年度)	第2次プラン 目標値	現在 (年度)		
配偶者や恋人など親しい間柄における次のような行為を暴力と認識する人の割合					
1	①交友関係や電話を細かく監視する	24.3% (H25年度)	100% (H31年度)	29.7% (R元年度)	100% (R8年度)
	②何を言っても長期間無視し続ける	45.6% (H25年度)		50.2% (R元年度)	
	③大声でどなる	58.9% (H25年度)		64.4% (R元年度)	
	④生活費を渡さない	57.7% (H25年度)		61.2% (R元年度)	
2	暴力を受けたことを相談した人の割合	—	設定なし	28.2% (R元年度)	50% (R8年度)

※数値目標一覧は、P52、53 参照

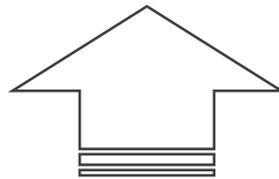
第3章 計画の推進にあたって

1 推進体制

市役所や附属機関、市民・団体・事業所等がそれぞれ連携・協力し、検証・評価を行いながら本計画を推進することで、本市の目指す姿である「男女共同参画社会の実現」に向けて、オール小田原市として取り組みます。

市役所の体制	<p>●小田原市男女共同参画推進協議会</p> <p>担当副市長を会長とする「小田原市男女共同参画推進協議会」を設置し、本市の男女共同参画に関する施策について取組状況を点検・評価することで、「おだわら男女共同参画プラン」を総合的かつ効果的に推進できるよう全庁的に取り組みます。</p>
	<p>●女性参画推進管理者</p> <p>「小田原市男女共同参画推進協議会」の委員を各部局の「女性参画推進管理者」として位置付け、各部局で所管する審議会等への女性参画や男女共同参画に関する施策を推進します。</p>
	<p>●女性活躍推進員</p> <p>女性活躍推進施策等、男女共同参画に関する事業の企画・運営を行う「女性活躍推進員」を設置することで、施策の一層の推進を図ります。</p>
附属機関	<p>●おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会</p> <p>学識経験者や関係団体からの推薦者、公募市民等で構成し、「おだわら男女共同参画プラン」の策定に関する事項等について、市長の諮問に応じて調査審議します。男女共同参画に関する施策に有識者や市民の視点を加え、施策をより効果的に推進していきます。</p>
	<p>●小田原市女性の活躍推進協議会</p> <p>学識経験者や地域経済団体、公共職業安定所からの推薦者等で構成し、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について、市長の諮問に応じて調査審議し、外部有識者の視点で検証します。</p>
	<p>●小田原市人権施策推進委員会</p> <p>学識経験者や人権関係団体からの推薦者等で構成し、人権施策の推進に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、外部有識者の視点で検証します。</p>
多様な主体との連携・協力	<p>●市民・団体・事業所等との連携・協力</p> <p>市民や男女共同参画推進サポーターをはじめ、市民活動団体や事業所、大学等、多様な主体と連携し、それぞれの強みを生かしつつ、市民と行政が互いに協力しながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。</p>
	<p>●国・神奈川県・関係機関等との連携・協力</p> <p>国や神奈川県、関係機関等と適切に情報共有を行い、啓発事業の実施や支援体制の充実を図ります。</p>

男女共同参画社会の実現



『第3次おだわら男女共同参画プラン』の推進
(計画の策定、事業の実施、検証・評価)

〔市役所の体制〕

小田原市男女共同参画推進協議会

女性参画推進管理者(各部局)

女性活躍推進員

〔附属機関〕

おだわら男女共同参画プラン
策定検討委員会

小田原市女性の活躍推進協議会

小田原市人権施策推進委員会

諮問・報告等

答申・意見等

小田原市

連携・協力

連携・協力

地域

事業所

大学

市民

関係機関

国
神奈川県

団体
サポーター

など

2 数値目標一覧

男女共同参画社会の実現に向けて、本計画を実効性のあるものとし、施策の進捗状況を明確にするため、基本方針ごとに指標を定めました。各指標の目標値については、本市総合計画の個別計画や国の「第5次男女共同参画基本計画」等を参考に設定しています。

基本方針Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識改革

指 標		実績値			目標値 (年度)
		第2次プラン策定時 (年度)	第2次プラン 目標値	現在 (年度)	
1	社会全体において男女の地位は「平等」と思う人の割合	—	設定なし	18.9% (R元年度)	50% (R8年度)
2	「男女共同参画社会」という用語の周知度	45.8% (H25年度)	100% (H31年度)	48.3% (R元年度)	100% (R8年度)
3	「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	43.9% (H25年度)	50%以上 (H31年度)	51.3% (R元年度)	100% (R8年度)

基本方針Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の促進

指 標		実績値			目標値 (年度)	
		第2次プラン策定時 (年度)	第2次プラン 目標値	現在 (年度)		
1	小田原市の審議会等に占める女性委員の割合	28.1% (H27年度)	40%以上60%未 満 (H32年度)	30.8% (R2年度)	40%以上60%未 満 (R8年度)	
2	小田原市の女性職員の 昇任希望率	主査級から係長級へ	51.0% (H26年度)	70%以上 (H32年度)	62.8% (R元年度)	80%以上 (R7年度)
		副課長級から課長級へ	24.0% (H26年度)	30%以上 (H32年度)	77.9% (R元年度)	80%以上 (R7年度)
3	小田原Lエール認定企業の管理職に占める女性の割合	—	設定なし	11.8% (R2年度)	18% (R8年度)	
4	自治会長に占める女性の割合	—	設定なし	2.8% (R3年度)	10% (R8年度)	

第3章 計画の推進にあたって

基本方針Ⅲ 雇用における男女共同参画の推進

指 標		実績値			目標値 (年度)	
		第2次プラン策定時 (年度)	第2次プラン 目標値	現在 (年度)		
1	保育園の待機児童数	16人 (H27年度)	0人 (H31年度)	14人 (R2年度)	0人 (R6年度)	
2	小田原市男性職員	配偶者出産休暇取得率	71.9% (H26年度)	75%以上 (H32年度)	69.7% (R元年度)	80%以上 (R7年度)
		育児参加のための 休暇取得率	14.0% (H26年度)	20%以上 (H32年度)	19.7% (R元年度)	30%以上 (R7年度)
		育児休業取得率	—	設定なし	5.0% (R元年度)	30%以上 (R7年度)
3	小田原市職員の年次休暇年平均取得日数	7.4日 (H26年度)	11日 (H32年度)	13.1日 (R元年度)	15日 (R7年度)	
4	小田原Lエール認定企業数	—	認定なし	53社 [累計] (R3年度)	250社 [累計] (R8年度)	

基本方針Ⅳ 誰もが生き生きと暮らせる環境づくり

指 標		実績値			目標値 (年度)
		第2次プラン策定時 (年度)	第2次プラン 目標値	現在 (年度)	
1	特定健康診査の受診率	—	設定なし	26.1% (H28年度)	60% (R4年度)
2	がん検診の受診率				
	①乳がん	11.7% (H26年度)	50% (H34年度)	11.1% (R元年度)	50% (R4年度)
	②子宮がん	13.2% (H26年度)		13.3% (R元年度)	
	③前立腺がん	14.2% (H26年度)		13.4% (R元年度)	

基本方針Ⅴ あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

指 標		実績値			目標値 (年度)
		第2次プラン策定時 (年度)	第2次プラン 目標値	現在 (年度)	
1	配偶者や恋人など親しい間柄における次のような行為を暴力と認識する人の割合				
	①交友関係や電話を細かく監視する	24.3% (H25年度)	100% (H31年度)	29.7% (R元年度)	100% (R8年度)
	②何を言っても長期間無視し続ける	45.6% (H25年度)		50.2% (R元年度)	
	③大声でどなる	58.9% (H25年度)		64.4% (R元年度)	
	④生活費を渡さない	57.7% (H25年度)		61.2% (R元年度)	
2	暴力を受けたことを相談した人の割合	—	設定なし	28.2% (R元年度)	50% (R8年度)

参 考 资 料

1 計画策定の経過

年月	【附属機関】 おだわら男女共同参画プラン 策定検討委員会	【市役所内の組織】 小田原市男女共同参画 推進協議会	その他
令和元年11月			小田原市男女共同参画市民意識調査の 実施（11月14日～11月29日）
令和2年7月～9月	委員の公募・推薦		
令和2年9月		令和2年度第1回協議会	
令和2年10月	第1回委員会 （委員委嘱・委員長への諮問等）		
令和3年1月	第2回委員会 （計画体系の検討等）		
令和3年2月		令和2年度第2回協議会	
令和3年5月			第3回小田原市女性の活躍推進協議会 （おだわら男女共同参画プランの検討）
令和3年7月	第3回委員会 （計画内容の検討等）	令和3年度第1回協議会	
令和3年10月	第4回委員会 （計画素案の検討等）		
令和3年12月			小田原市議会総務常任委員会報告 （パブリックコメントの募集について）
令和3年12月～ 令和4年1月			パブリックコメントの募集 （12月15日～1月13日）
令和4年2月	第5回委員会 （計画最終案の検討等）	令和3年度第2回協議会	
令和4年3月	市長への答申		
令和4年3月	第3次おだわら男女共同参画プランの策定		

2 小田原市男女共同参画市民意識調査

1 調査の目的

「第3次おだわら男女共同参画プラン」の策定に向けて、男女共同参画事業の施策形成の基礎資料とするため、市民の意識等を調査することを目的に実施した。

2 調査の方法

- (1) 調査地域 小田原市全域
- (2) 調査対象 市内在住の満18歳以上の男女（外国籍住民を含む）
- (3) 標本数 3,000人
- (4) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送調査法（郵送に準じた配布—郵送回収）
- (6) 調査期間 令和元年11月14日～11月29日
- (7) 調査機関 株式会社エスピー研

3 調査内容

- (1) 男女共同参画（社会）に関する意識について
- (2) 出産・育児に関する意識について
- (3) 女性の活躍推進に関する意識について
- (4) 性の多様性について
- (5) DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する意識について
- (6) ハラスメントに関する意識について
- (7) 男女共同参画社会に関する行政への要望について

4 回収結果

- (1) 回収数 1,061人
- (2) 回収率 35.4%



小田原市男女共同参画市民意識調査（令和元年度実施）
結果報告

3 パブリックコメント

本計画の策定にあたり、市民の皆様からご意見をいただくため、次のとおりパブリックコメントを実施しました。

1 件名

「第3次おだわら男女共同参画プラン（素案）」

2 募集期間

令和3年12月15日（水） ～ 令和4年1月13日（木）

3 意見提出者数（意見数）

2人（19件）

市民の皆様から寄せられたご意見及び市の考え方については、行政情報センター（市役所本庁舎内）または市ホームページでご覧いただけます。



パブリックコメント（市民意見）の募集・結果の公表
実施状況

4 おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置されたおだわら男女共同参画プラン策定検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、おだわら男女共同参画プランの策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画に関する知識、経験等を有する者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 公募市民
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、市民部人権・男女共同参画課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

5 おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会委員名簿

〔任期：令和2年10月26日～令和4年3月31日〕

役職	氏名	規則第3条第1項 各号の区分	所属団体等
委員長	吉田 真理	学識経験者	小田原短期大学学長
副委員長	谷 俊子	学識経験者	関東学院大学非常勤講師
委員	興津 正治	公募市民	—
	久保寺 重雄	市長が必要と認める者	小田原市人権擁護委員会
	小林 財子	市長が必要と認める者	小田原市民生委員児童委員協議会 理事
	中島 慶太	学識経験者	小田原市立下中小学校校長
	橋本 眞智子	男女共同参画に関する 知識・経験を有する者	公益社団法人ガールスカウト 神奈川県連盟連盟長
	堀 朋子	公募市民	—
	山岡 弘	市長が必要と認める者	小田原箱根商工会議所専務理事
	山崎 真理子	男女共同参画に関する 知識・経験を有する者	特定非営利活動法人 ウエスト神奈川女性の人権を守る会 理事

〔五十音順（委員長、副委員長除く）・敬称略〕

6 諮問書

人権第 22 号

令和 2 年（2020 年）10 月 26 日

おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会

委員長 吉田 眞理 様

小田原市長 守屋 輝彦

おだわら男女共同参画プランの策定について（諮問）

このことについて、おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会規則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 1 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

おだわら男女共同参画プランの策定に関する事項

2 諮問理由

本市では、男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月公布・施行）第 14 条第 3 項を根拠法令として、男女共同参画に関する計画を策定しております。国では、現在、「第 5 次男女共同参画基本計画」の策定作業を進めており、この計画には、様々な社会情勢を踏まえ、新たな視点が盛り込まれることとなっております。

市の計画策定は、国の基本計画及び県の推進計画を勘案して行うため、令和 2 年度から 2 箇年にわたり、次期計画の策定作業を行うことといたしましたので、「おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会規則」第 2 条の規定に基づき、おだわら男女共同参画プランの策定について諮問いたします。

事務担当：市民部 人権・男女共同参画課

7 答申書

令和4年3月10日

小田原市長 守 屋 輝 彦 様

おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会
委員長 吉 田 眞 理

第3次おだわら男女共同参画プランの策定について（答申）

令和2年10月26日付け人権第22号で諮問のあった第3次おだわら男女共同参画プランの策定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申します。

事務担当：市民部 人権・男女共同参画課

答 申

今般諮問された第3次おだわら男女共同参画プランの策定について、本委員会で、2か年5回にわたり議論を行い、答申を取りまとめた。本答申に記載した意見については、適切に計画に反映されることを望むものである。

「男女共同参画社会の実現」は、第2次おだわら男女共同参画プランでも掲げていた基本目標であったが、必ずしも十分に達成できているものではなかった。とはいえ、目標達成に向けて、令和2年には第2次おだわら男女共同参画プランを補完する「女性活躍推進アクションプログラム」を策定した。そのことにより、女性活躍の取組の重要性への理解を深める土壌が形成されてきていると考えている。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、我が国では男女共同参画の課題の重要性を改めて認識することとなった。男女共同参画はもちろんそれ自体が重要な課題ではあるが、国際社会全体の目標であるSDGsの前文でも語られているジェンダー平等への取組は、非常に重要である。男女共同参画社会実現に向けて取組を進めるということは、「男女」のみにとどまることなく、幅広く多様な人々を包摂した社会の実現を目指すものである。

男女共同参画社会の実現は、行政だけで進めるものではない。よって、本プランにより、関係各所と連携を深め、市民参画を図りながら取組を進め、新しい時代の男女共同参画社会、そして「世界が憧れるまち“小田原”」の実現を期待する。

1 現状と課題について

- 男女共同参画の課題は、地域の環境や特性によらないところも大きく、全国的な課題は小田原市の課題であるという点は否めないが、本市の実情に合った計画を策定するため、改めて、男女共同参画の視点をもって、小田原市の現状把握と課題設定をしっかりと検討されたい。

2 基本方針について

- 女性の参画の推進については、進んでいる分野もあるがまだまだ十分とは言えない。あらゆる場面において女性の参画を進めることは引き続き重要課題であるため、基本方針に位置付けられたい。
- 女性活躍推進は、10年間の時限立法である「女性活躍推進法」（令和7年度末まで）に基づき推進していくものであり、この間には特に強化して取り組まれたい。その後も、社会情勢等を踏まえ適切に課題把握を行い、引き続き取組を推進されたい。
- ジェンダー平等を目指し、一人ひとりが幸せに暮らすことができるよう誰一人取り残さないことを基本方針として位置づけることを検討されたい。
- 女性に対する暴力の根絶は引き続き重要課題である。

(1) 基本方針Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識改革

男女共同参画社会の実現にあたっては、固定的性別役割分担意識（ジェンダー・バイアス）の解消が不可欠だが、いまだ様々な場面で、固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在している。男女共同参画の推進に関する全ての取り組みの基盤として、性別を問わず自分らしい生き方が選択できるよう、幅広い年齢層に対して意識啓発を行う必要がある。そのため、あらゆる機会をとらえ、様々な対象に向けて意識啓発等を図られたい。

(2) 基本方針Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の促進

男女共同参画社会の実現のためには、さまざまな分野において男女が共に参画していく必要があるが、依然として、多くの分野で女性の参画が進んでいない。毎年、世界経済フォーラムが公表しているジェンダー・ギャップ指数も、日本の順位は先進国の中でも低いレベルとなっている。

小田原市における審議会等への女性の参画率を見ても、ここ数年 30%程度で推移しており、女性の参画が十分とは言えない。また、小田原市役所においても政策・方針決定の重要な判断を行う理事・部長・副部長級では特に女性の登用率が低くなっているという現状がある。さらに、地域活動等、特に自治会では女性の参画が少ない状況が長年続いている。

さまざまな分野において多様な価値観を反映させるためには、女性だけでなく多様

な人々の参画が必要であるが、まずは、女性が少ない分野への参画を拡大するべくあらゆる機会をとらえて、意識改革や女性人材の育成などの講座や研修などを開催するなど取組を推進されたい。

また、意識の醸成を進め、社会的合意を形成していくために、他国で法制化されているクォータ制について議論することも期待される。

(3) 基本方針Ⅲ 雇用における男女共同参画の推進

小田原市が、将来にわたり持続的に活力あるまちであるためには、性別にかかわらず誰もがその個性と能力を発揮し、活躍できる社会づくりが必要である。女性活躍推進への取組は、小田原市独自の制度「小田原Lエール」を制定するなど評価すべき点もあり、これについては引き続き、着実に運用を進められたい。また、小田原Lエールの制度の周知についても、さらなる工夫が必要と考える。制度が形骸化することのないよう必要に応じ見直し等も必要と考える。

一方で、小田原市におけるいわゆるM字カーブの底にあたる35～39歳を見てみると、その年代の男性の労働力率は下がっていないという現状がある。このことは、家事や育児が女性に偏っていることの表れであり、女性の活躍が十分であるとはいえない状況であると言える。

また、新型コロナウイルス感染症の長期化は、長時間労働などの働き方やワーク・ライフ・バランスを見直す機会ともなっていることから、ライフキャリアを含めての女性活躍推進に関連するさまざまな取組について、官民が一体となって推進を図られたい。

(4) 基本方針Ⅳ 誰もが生き生きと暮らせる環境づくり

男女共同参画社会の実現にあたっては、性別や年齢、障がいの有無、国籍や文化の違い等、個々の特性を理解し合い、社会全体が多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる環境づくりを進める必要がある。それぞれの置かれている状況によって課題やニーズは異なり、その要因は複雑、複合的となっている。様々な状況下で、特に女性が困難を抱えてしまう傾向は否めず、きめ細かな支援が必要と考える。女性だけでなく、誰もが安心して暮らせるための環境整備に対し、男女共同参画を分野横断的な視点として取組を推進されたい。

(5) 基本方針Ⅴ あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

女性に対する暴力はいわゆるDVだけでなく、若年層に広がる性被害も深刻化している。それを受けて、SNSを中心にセクシュアル・ハラスメントや性暴力についての社会運動が起きるなど、女性に対する暴力の根絶を願う機運も高まっている。暴力根絶へ向けての理解を深めることは、性別問わずあらゆる層に対し必要なことではあるが、特に若年層へ向けての取組を強化されたい。

被害者支援は、関係機関との連携を一層深め、切れ目のない適切な支援を引き続き実施されたい。市民意識調査によると、被害にあっていたにもかかわらず誰にも相談しな

かった人が、7割を超えており、これは、いかに支援体制が整っていたとしても、支援にはつながらないケースがあることを表している。相談窓口について十分な周知を図るとともに、相談することへの社会の理解を深めるなど、被害者が安心して相談できる環境づくりに取り組まれない。

3 計画の推進

本計画が確実に推進するために、市民、団体、事業所等と行政が連携し、皆が自分事としてその必要性を実感しなければならない。推進するための体制を整え、様々な課題を乗り越えるために、市が中心となり、市民、団体、事業所等の意見を取り入れながら展開していくことを期待する。

また、本計画の策定がゴールとなるのではなく、その取組の成果を測ることのできる数値目標を設定し、計画期間中の中間などでも検証を実施し、その結果や社会情勢の変化に対応しながら政策の見直しを図りつつ進められたい。



8 関係法令

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する
ことができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題と
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現
を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置
付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会
の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重
要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する
取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制
定する。

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、か
つ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社
会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社
会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共
団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同
参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定
めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ
計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。一 男女共同
参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、
自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動
に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治
的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することが
でき、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること

をいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女
間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女
のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する
ことをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的
取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮
する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重
されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担
等を反映して、男女の社会における活動の選択に対し
て中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画
社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることに
かんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会に
おける活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中
立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における
政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共
同して参画する機会が確保されることを旨として、行
われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族
の介護その他の家庭生活における活動について家族の
一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以
外の活動を行うことができるようにすることを旨とし
て、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、
男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われ

参考資料

なければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその

参考資料

他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

以下省略

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年4月13日法律第31号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向け
た取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、
犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもか
かわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこな
かった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女
性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者
が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の
実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人
権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者から
の暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずる
ことが必要である。このことは、女性に対する暴力を根
絶しようとしている国際社会における取組にも沿うも
のである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、
保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者
からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法
律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配
偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻
撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。
以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼ
す言動(以下この項及び第二十八条の二において「身
体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者から
の身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚を
し、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当
該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する
暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力
を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしてい
ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、
「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻
関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同
様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防
止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、
その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣
及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項におい
て「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止
及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針
(以下この条並びに次条第一項及び第三項において
「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条
第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基
本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた
めの施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよ
うとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協
議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更した
ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道
府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下こ
の条において「都道府県基本計画」という。)を定めな
なければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定
めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた
めの施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に
即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村
における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の
ための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条

参考資料

において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第八号の三及び第九号において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに

当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和三十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、

参考資料

暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、

被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信

参考資料

すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対

し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

参考資料

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- （迅速な裁判）
- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
- （保護命令事件の審理の方法）
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
- （保護命令の申立てについての決定等）
- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言

渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
- （即時抗告）
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びそ

参考資料

の内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に

掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

参考資料

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補助

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除

く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の

参考資料

二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

以下省略

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成27年9月4日法律第64号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、

女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

参考資料

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。(都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勧案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勧案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勧案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三

参考資料

百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に

規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

参考資料

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
- （一般事業主に対する国の援助）
- 第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。
- 第三節 特定事業主行動計画
- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する

参考資料

職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

参考資料

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十

参考資料

万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

以下省略

9 男女共同参画に関する年表

年代	世界の動き	日本の動き	小田原の動き
1975 (昭和50)年	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催	
1977 (昭和52)年		・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教育会館」(現・国立女性教育会館)設置	
1979 (昭和54)年	・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	・「女子差別撤廃条約」署名	
1980 (昭和55)年	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期プログラム」採択		
1981 (昭和56)年		・「国内行動計画後期重点目標」策定	
1984 (昭和59)年		・女子差別撤廃条約への批准に向けた「国籍法」の改正	
1985 (昭和60)年	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・女子差別撤廃条約への批准に向けた「男女雇用機会均等法」の公布、「労働基準法」の一部改正、「家庭科教育に関する検討会議」報告 ・「女子差別撤廃条約」批准	
1986 (昭和61)年		・婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大) ・婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987 (昭和62)年		・「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定	・社会教育課に婦人担当設置
1991 (平成3)年		・「育児休業法」の公布	・「おだわら21女性プラン」策定 ・婦人担当から女性行政係へ
1992 (平成4)年			・女性行政推進協議会(庁内組織)設置
1993 (平成5)年	・世界人権会議(ウィーン)、女性に対する暴力の撤廃に関する宣言	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下、パートタイム労働法)の公布	・市民部に女性行政室設置
1994 (平成6)年	・国際人口開発会議(カイロ)行動計画採択	・男女共同参画室、男女共同参画審議会(政令)、男女共同参画推進本部設置	
1995 (平成7)年	・第4回世界会議「平等、開発、平和のための行動(北京)」「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」への改正	・「審議会への女性登用推進の指針」策定(平成12年までの目標30%)
1996 (平成8)年		・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・女性問題懇話会設置
1997 (平成9)年		・男女共同参画審議会設置(法律)	
1998 (平成10)年			・女性行政室から女性行政課へ
1999 (平成11)年		・「男女共同参画社会基本法」公布、施行	・「おだわら女性ビジョン」策定
2000 (平成12)年	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ・ミレニアム開発目標(MDGs)設定(目標3:ジェンダー平等推進と女性の地位向上)	・「男女共同参画基本計画」閣議決定	
2001 (平成13)年		・男女共同参画会議設置及び男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下DV防止法)」施行 ・第1回男女共同参画週間(以降、毎年実施)	・「審議会への女性登用推進の指針」策定(平成17年までの目標35%)
2003 (平成15)年		・「少子化社会対策基本法」公布、施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
2004 (平成16)年		・「DV防止法」改正	
2005 (平成17)年	・国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「おだわら女性ビジョン」後期基本計画策定 ・市民部 地域政策課に男女共同参画担当設置

参考資料

年代	世界の動き	日本の動き	小田原の動き
2006 (平成18)年		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	
2007 (平成19)年		・「DV防止法」改正 ・「パートタイム労働法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2009 (平成21)年		・「育児・介護休業法」改正	
2010 (平成22)年	・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) 国連グローバル・コンパクト(UNGC)とUN IFWM(現UN Women)が女性のエンパワメント原則(WEPs)を共同で作成	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	・「人権施策推進指針」策定
2011 (平成23)年	・UN Women正式発足		・「おだわら男女共同参画プラン」策定 ・市民部に人権・男女共同参画課設置 ・「審議会への女性登用推進の指針」策定 (平成28年までの目標40%)
2013 (平成25)年		・「DV防止法」改正	・小田原市男女共同参画市民意識調査実施
2014 (平成26)年		・「パートタイム労働法」改正	
2016 (平成28)年		・「女性活躍推進法」施行 ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正	・「第2次おだわら男女共同参画プラン」策定
2017 (平成29)年		・「刑法」改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)	
2018 (平成30)年		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ・「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定	
2019 (令和1)年		・「働き方改革関連法」改正 ・「女性活躍推進法」改正 ・「DV防止法」改正	・パートナーシップ登録制度創設 ・小田原市男女共同参画市民意識調査実施
2020 (令和2)年	・国連「北京+25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会(ニューヨーク))	・「男女共同参画の視点から見た防災・復興ガイドライン」作成 ・性犯罪、性暴力対策の「集中強化期間」(令和2～4年) ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	・おだわら女性活躍推進アクションプログラム策定 ・女性活躍推進優良企業認定制度(小田原Lエール)創設
2021 (令和3)年			・「第3次おだわら男女共同参画プラン」策定

10 関連情報

国、神奈川県、小田原市、関係機関の男女共同参画に関連する情報については、下記URLまたはQRコードからご覧いただけます。

国	内閣府 男女共同参画局 https://www.gender.go.jp/	
神奈川県	福祉子どもみらい局 共生推進本部室男女共同参画 かながわ男女共同参画推進プラン（第4次） http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/jinken/danjo.html かなテラス（かながわ男女共同参画センター） https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/top.html	 
小田原市	市民部 人権・男女共同参画課 第3次おだわら男女共同参画プラン https://www.city.odawara.kanagawa.jp/municipality/peace/human/danjo/ パブリックコメント結果 https://www.city.odawara.kanagawa.jp/municipality/municipality/comment/	 
関係機関	独立行政法人 国立女性教育会館 https://www.nwec.jp/	

第3次おだわら男女共同参画プラン

令和4年(2022年)3月

小田原市 市民部 人権・男女共同参画課
〒250-8555 小田原市荻窪300番地
TEL 0465-33-1725
MAIL jinken@city.odawara.kanagawa.jp

